

官報

号外
平成十九年十二月二十一日

○第百六十八回 参議院会議録第十四号

平成十九年十二月二十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

平成十九年十二月二十一日

午前十時開議

- 第一 放送法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会内閣提出、第百六十八回国会衆議院送付)
- 第二 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、請暇の件
- 以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

川田龍平君から海外渡航のため来る二十六日から十日間の請暇の申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

平成十九年十二月二十一日 参議院会議録第十四号 請暇の件 放送法等の一部を改正する法律案

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(江田五月君) 日程第一 放送法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会内閣提出、第百六十八回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長高嶋良充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高嶋良充君登壇、拍手〕

○高嶋良充君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会について、経営委員会の監督権限の明確化等によるガバナンス強化等の措置を講ずるほか、複数の地上系一般放送事業者を子会社とする認定放送持ち株会社の制度を導入するとともに、無線局の開設に関するあつせん・仲裁手

続の創設等、電波の有効活用を促進するための制度を設けようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、協会の経営委員会の権限に関する事項、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集を行うことの禁止、国際放送の要請放送制度における放送事項等の限定及び協会の放送番組の編集の自由への配慮、認定放送持ち株会社における保有基準割合の修正、再発防止計画に関する改正規定の削除等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、衆議院における修正の意義とその評価、協会の執行部と経営委員会及び監査委員会についてのそれぞれの機能と役割、国際放送の実施要請を行うに際しての放送番組編集の自由の確保、情報の多様性、地域性に配慮した認定放送持ち株会社制度の運用、放送倫理・番組向上機構における自律的な取組への期待、放送行政機関の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百十六

反対

十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第二 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長池口修次君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔池口修次君登壇、拍手〕

○池口修次君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治

資金監査の義務付け、支出の明細を記載する金額の引下げ、少額領収書の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長棚橋泰文君から趣旨説明を聴取した後、本改正の意義と政治に対する国民の信頼確保策、収支報告の特例制度の対象を国会議員関係政治団体に限定する理由と拡大の方向性、領収書の公開について一万円を超える支出と一万円以下とで取扱いを異なることとした根拠、政治団体の収支を政治家ごとに連結して公表する必要性、本改正により必要となる人員体制、政治資金監査の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比聡平委員より反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十

賛成 二百二十三

反対 七

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
江田	五月君	山東	昭子君
山内	徳信君	澤	雄二君
山本	香苗君	近藤	正道君
山本	博司君	谷合	正明君
森	まさこ君	又市	征治君
西田	実仁君	鰐淵	洋子君
牧野	たかお君	西田	昌司君
福島	みずほ君	淵上	貞雄君
浜田	昌良君	浮島	とも子君
岡田	広君	関口	昌一君
山谷	えり子君	加藤	修一君
渡辺	孝男君	遠山	清彦君
山下	栄一君	有村	治子君
愛知	治郎君	松山	政司君
吉田	博美君	魚住	裕一郎君
弘友	和夫君	風間	昶君
荒井	広幸君	中川	義雄君
木村	仁君	岸	宏一君

山口那津男君	荒木 清寛君	横峯 良郎君	川崎 稔君
白浜 一良君	木庭健太郎君	長谷川大紋君	亀井亜紀子君
岩永 浩美君	岩城 光英君	室井 邦彦君	川上 義博君
舩添 要一君	若林 正俊君	松野 信夫君	島尻安伊子君
二之湯 智君	小池 正勝君	野村 哲郎君	中川 雅治君
小泉 昭男君	荻原 健司君	長谷川憲正君	松岡 徹君
山本 順三君	丸川 珠代君	津田弥太郎君	犬塚 直史君
佐藤 正久君	石井 準一君	水岡 俊一君	加治屋義人君
塚田 一郎君	義家 弘介君	古川 俊治君	衛藤 晟一君
秋元 司君	石井 みどり君	山田 俊男君	大塚 耕平君
磯崎 陽輔君	北川イッセイ君	田村耕太郎君	岩本 司君
佐藤 信秋君	坂本由紀子君	松村 龍二君	市川 一朗君
丸山 和也君	末松 信介君	内藤 正光君	郡司 彰君
河合 常則君	中村 博彦君	松田 岩夫君	浅尾慶一郎君
川口 順子君	神取 忍君	渡辺 秀央君	中曾根弘文君
岸 信夫君	水落 敏栄君	森田 高君	石井 一君
神取 忍君	岡田 直樹君	伊達 忠一君	山下八洲夫君
西島 英利君	橋本 聖子君	浅野 勝人君	植松恵美子君
山内 俊夫君	脇 雅史君	鈴木 政二君	中谷 智司君
世耕 弘成君	加納 時男君	林 芳正君	梅村 聡君
加納 時男君	矢野 哲朗君	溝手 顕正君	水戸 将史君
佐藤 昭郎君	尾辻 秀久君	山崎 正昭君	川合 孝典君
鴻池 祥肇君	青木 幹雄君	吉村剛太郎君	金子 恵美君
青木 幹雄君	川田 龍平君	田中 直紀君	藤谷 光信君
川田 龍平君	舟山 康江君	松浦 大悟君	相原久美子君
糸数 慶子君	森下 新平君	風間 直樹君	大河原雅子君
		轟木 利治君	足立 信也君
			白 眞敷君
			前川 清成君
			島田智哉子君
			元シキ マルチエ君
			榎葉賀津也君
			中村 哲治君

今野 東君	下田 敦子君
木俣 佳丈君	一川 保夫君
増子 輝彦君	小川 勝也君
池口 修次君	福山 哲郎君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君
千葉 景子君	岡崎トミ子君
前田 武志君	佐藤 泰介君
西岡 武夫君	築瀬 進君
奥石 東君	平田 健二君
大石 正光君	工藤堅太郎君
吉川 沙織君	友近 聡朗君
外山 斎君	山下 芳生君
行田 邦子君	米長 晴信君
大久保潔重君	紙 智子君
谷岡 郁子君	田中 康夫君
武内 則男君	姫井由美子君
仁比 聡平君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	広田 一君
蓮 舩君	林 久美子君
大門実紀史君	井上 哲士君
小林 正夫君	柳澤 光美君
喜納 昌吉君	鈴木 陽悦君
加藤 敏幸君	主演 了君
小池 晃君	谷 博之君
藤原 正司君	山根 隆治君
神本美恵子君	大江 康弘君
平野 達男君	辻 泰弘君
森 ゆうこ君	家西 悟君
柳田 稔君	北澤 俊美君
峰崎 直樹君	直嶋 正行君
円 より子君	長浜 博行君
高嶋 良充君	小川 敏夫君

国務大臣

総務大臣 増田 寛也君

議長の報告事項

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 福島みずほ君 補欠 近藤 正道君

外交防衛委員

辞任 塚田 一郎君 補欠 佐藤 正久君

厚生労働委員

辞任 近藤 正道君 補欠 福島みずほ君

経済産業委員

辞任 佐藤 正久君 補欠 塚田 一郎君

同日衆議院から、同院は国会の会期を平成二十年
一月十五日まで三十一日間延長することを議決し
た旨の通知書を受領した。

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議
院に通知した。

借地借家法の一部を改正する法律案

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復
分配金の支払等に関する法律案

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のた
めの特別措置に関する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小池晃君提出歯科の診療報酬に関す
る質問に対する答弁書(第七四号)

参議院議員尾立源幸君提出「道路の中期計画(素
案)」とその積算根拠に関する質問に対する答弁
書(第七五号)

参議院議員峰崎直樹君提出検察官の行う「証人
テスト」に関する質問に対する答弁書(第七六
号)

参議院議員犬塚直史君提出駐留軍等労働者の勤
務条件に関する質問に対する答弁書(第七七号)
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

借地借家法の一部を改正する法律

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復
分配金の支払等に関する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のた
めの特別措置に関する法律

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 近藤 正道君 補欠 山内 徳信君

外交防衛委員

辞任 井上 哲士君 補欠 大門実紀史君

財政金融委員

辞任 山内 徳信君 補欠 近藤 正道君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一
部を改正する法律案(河村建夫君外五名提出)
(衆第一九号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関
する質問主意書(川田龍平君提出(第九〇号))

国土交通省が公表した「不当な鑑定評価等に係
る処分の考え方」に関する質問主意書(藤末健三
君提出(第九一号))

年金記録問題検証委員会報告書と情報システム
事業者の責任に関する質問主意書(藤末健三君
提出(第九二号))

留学生のインターンシップによる日本企業への
就職促進に関する質問主意書(藤末健三君提出
(第九三号))

銃器所持の規制強化に関する質問主意書(藤末
健三君提出(第九四号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
女性が身近な地域で安心して出産できる環境確
保に関する質問主意書(円より子君提出)(第八
五号)

租税特別措置の減税額に関する質問主意書(峰
崎直樹君提出)(第八六号)

室蘭の強制連行犠牲者の遺骨返還に関する質問
主意書(紙智子君提出)(第八七号)

陸上自衛隊東部方面情報保全隊及び同部隊が作
成した文書に関する質問主意書(川田龍平君提
出(第八八号))

消費税の理念及び導入の影響に関する質問主意
書(水戸将史君提出(第八九号))

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 山内 徳信君 補欠 近藤 正道君

外交防衛委員 辞任 牧山ひろえ君 大門実紀史君 近藤 正道君 財政金融委員 辞任 井上 哲士君 文教科学委員 辞任 谷岡 郁子君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 辞任 梅村 聡君 政府開発援助等に関する特別委員 辞任 加藤 敏幸君 姫井由美子君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 監査を前にした東京の歯科保険医の自殺に関する質問主意書(小池晃君提出(第九五号)) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員松野信夫君提出地球温暖化対策に関する質問に対する答弁書(第七八号) 参議院議員福島みずほ君提出ビルマへのODAと民主化の促進に関する再質問に対する答弁書(第七九号) 参議院議員福島みずほ君提出国連の拷問禁止委員会の勧告に対する政府の対応及び入国管理局での収容実態等に関する質問に対する答弁書(第八〇号)		参議院議員藤末健三君提出政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問に対する答弁書(第八一号) 参議院議員水戸将史君提出ビール、発泡酒等の酒税に関する質問に対する答弁書(第八二号) 参議院議員水戸将史君提出介護職員の待遇に関する質問に対する答弁書(第八三号) 参議院議員山根隆治君提出未確認飛行物体に関する質問に対する答弁書(第八四号) 同日内閣から、次の報告書を受領した。 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書 旧軍港市転換事業進捗状況報告書 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書 一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員 辞任 榛葉賀津也君 法務委員 辞任 松野 信夫君 外交防衛委員 辞任 谷岡 郁子君 徳永 久志君 柳田 稔君 財政金融委員 辞任 大久保 勉君 文教科学委員 辞任 牧山ひろえ君 経済産業委員 辞任 藤末 健三君 議院運営委員 辞任 池口 修次君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 辞任 鈴木 寛君 増子 輝彦君 森田 高君 牧野たかお君 井上 哲士君		補欠 藤末 健三君 補欠 柳田 稔君 補欠 牧山ひろえ君 大久保 勉君 松野 信夫君 補欠 徳永 久志君 補欠 谷岡 郁子君 補欠 榛葉賀津也君 補欠 大島九州男君 補欠 池口 修次君 川合 孝典君 梅村 聡君 西田 昌司君 仁比 聡平君	
政府開発援助等に関する特別委員 辞任 植松恵美子君 武内 則男君 友近 聡朗君 同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 委員長 池口 修次君(鈴木寛君の補欠) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問主意書(川田龍平君提出(第九〇号)) 国土交通省が公表した「不当な鑑定評価等に係る処分の考え方」に関する質問主意書(藤末健三君提出(第九一号)) 年金記録問題検証委員会報告書と情報システム事業者の責任に関する質問主意書(藤末健三君提出(第九二号)) 留学生のインターンシップによる日本企業への就職促進に関する質問主意書(藤末健三君提出(第九三号)) 銃器所持の規制強化に関する質問主意書(藤末健三君提出(第九四号)) 同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「裁判員制度に係る広報業務の実施状況について」の報告を受領した。 昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 藤末 健三君 世耕 弘成君		補欠 姫井由美子君 行田 邦子君 加藤 敏幸君 補欠 石井 準一君	

法務委員

柳田 稔君

補欠

柳田 信夫君

補欠

外交防衛委員

大久保 勉君

補欠

松野 信夫君

補欠

財政金融委員

徳永 久志君

補欠

柳田 稔君

補欠

厚生労働委員

石井 準一君

補欠

世耕 弘成君

補欠

経済産業委員

藤末 健三君

補欠

藤末 健三君

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

渡辺 孝男君

補欠

浜田 昌良君

補欠

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第二〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ヨ―ネ病問題に関する第三回質問主意書(紙智子君提出)(第九六号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適切な運用に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九七号)

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の報告書に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九八号)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議に関する質問主意書(蓮舂君提出)(第九九号)

政府開発援助等に関する特別委員

行田 邦子君

補欠

武内 則男君

補欠

同日衆議院から次の議案が提出された。

行政書士法の一部を改正する法律案(衆第二二〇号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第二二〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第二二〇号)

行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第二二〇号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

放送法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会閣法第九四号)審査報告書

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第二二〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ヨ―ネ病問題に関する第三回質問主意書(紙智子君提出)(第九六号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適切な運用に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九七号)

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の報告書に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九八号)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議に関する質問主意書(蓮舂君提出)(第九九号)

サンルダムに関する質問主意書(紙智子君提出)(第二一〇〇号)

タクシー運賃改定実施の影響の把握と対応に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二一〇一号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

放送法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十二月二十日

総務委員長 高嶋 良充

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会について、監査委員会の設置等、業務の適正な執行を確保するための内部組織の強化等の措置を講ずるほか、二以上の地上系一般放送事業者を子会社とする持株会社の制度を創設するとともに、無線局の開設に関するあつせん・仲裁手続の創設等、電波の有効活用を促進するための制度を設けようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、協会の経営委員会は国民的な立場において、

協会の公共性・中立性を確保するための機関であることにかんがみ、委員の人選については、協会の役割及び公共放送の在り方について十分理解し、協会の経営について中立的に判断できる者とする。また、委員の人選の在り方についても広く研究を行うこと。

二、協会に対して新たに認められる番組アーカイブのブロードバンドによる提供については、民間事業者との公正な競争の下で行われるよう、その適切な競争環境の整備に努めること。また、番組アーカイブは受信料により制作されていることから、新しいサービスによる収益は、受信料に還元されるよう検討すること。

三、協会が行う外国人向けの国際放送については、多額の受信料を投じることが妥当であるか検討すること。また、我が国の対外情報発信力を強化するため、政府においては、現地における受信環境の整備に努めるとともに、国際放送の実施の要請に関し、国が負担すべき費用について必要な予算を確保すること。

四、総務大臣が国際放送の実施の要請を行うに当たっては、協会の表現の自由、放送番組の編集の自由を最大限尊重すること。

五、認定放送持株会社制度の導入に伴うマスメディア集中排除原則の緩和については、同原則が放送の多様性・多元性の確保に大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、同制度の運用に当たっては、マスメディア集中排除原則の趣旨が損なわれることがないよう十分に配慮するとともに、地方の独自性が確保され、地方からの情報発信の強化に資するものとなるよう留意すること。また、複数の情報メディアを支配することにより、表現の多様性が損なわれることがないよう、マスメディア集中排除原則について

は、今後の通信と放送に関する法体系において、総合的な検討を行うこと。

六、放送番組の適正性に関し、放送の不偏不党、真実及び自律の十分な確保に向けて、BPO（放送倫理・番組向上機構）の効果的な活動等が図られるよう、関係者の不断の取組みに期待するとともに、政府は、関係者の意向も踏まえつつ、その自律的な取組みに資するよう環境整備に配慮すること。

七、放送・通信行政の公正性及び中立性を確保するため、その独立性も含め、引き続き放送・通

信行政の在り方について検討すること。
右決議する。

放送法等の一部を改正する法律案（第百六十
六回国会内閣提出、本院継続審査）
右の内閣提出案は本院において修正議決した
よってこれを送付する。

平成十九年十二月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

（小字及び一は衆議院修正）

放送法等の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律

（放送法の一部改正）

第一条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二章 日本放送協会

- 第一節 通則（第七条―第八条の四）
- 第二節 業務（第九条―第十二条）
- 第三節 経営委員会（第十三条―第二十
四条）
- 第四節 役員及び職員（第二十三条―第三
十二条）
- 第五節 役員及び職員（第二十三条―第三
十二条）
- 第六節 受信料等（第三十二条―第三十
七条）
- 第七節 財務及び会計（第三十六―第三
十七条）
- 第八節 放送番組の編集に関する特例
雑則（第四十七―第五十条）

目次中「第二章 日本放送協会（第七条―第五十条）」を

三条の二）
第二十三条の九）
三十一）
五）
四十三）
（第四十四条―第四十六条）

に、「第三章の三 委託放送事業者（第五十二条の十三―第五十二条の

二十八）」を「第三章の三 委託放送事業者（第五十二条の十三―第五十二条の二十八）
認定放送持株会社（第五十二条の二十九―第五十二条の三十七）」に改め
る。

第二条中第二号の二の三を第二号の二の五と
し、第二号の二の二を第二号の二の四とし、第
二号の二を第二号の二の三とし、第二号の次に
次の二号を加える。

二の二 「邦人向け国際放送」とは、国際放送
のうち、邦人向けの放送番組を送送するも
のをいう。

二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国
際放送のうち、外国人向けの放送番組を送
送するものをいう。

第二条第二号の五中「その他の影像」の下に
「（音声その他の音響を伴うものを含む）」を加
え、同条第三号の六の次に次の二号を加える。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」と
は、委託協会国際放送業務のうち、邦人向
けの放送番組を送送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」
とは、委託協会国際放送業務のうち、外国
人向けの放送番組を送送させるものをい
う。

第二条の二第一項中「第二項第五号及び第六
号」を「第二項第二号、第七号及び第八号」に、
「第五十三条第一項並びに第五十三条の十二
第一項」を「並びに第五十三条第一項」に改め
る。

第二章中第七条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第八条の次に次の三条及び節名を加える。

（事務所）
第八条の二 協会は、主たる事務所を東京都に
置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くこ

とができる。

（定款）

第八条の三 協会は、定款をもつて、次に掲げ
る事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び会計に関する事項

五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役
員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 放送債券の発行に関する事項

八 公告の方法

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更する
ことができる。

（登記）

第八条の四 協会は、主たる事務所の変更、従
たる事務所の新設その他政令で定める事項に
ついて、政令で定める手続により登記しなけ
ればならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項
は、登記の後でなければ、これをもつて第三
者に対抗することができない。

第二節 業務

第九条第一項第四号を次のように改める。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放
送を行うこと。

第九条第一項に次の一号を加える。

五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国
人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

第九条第二項第二号を次のように改める。

二 協会が放送した放送番組及びその編集上

必要な資料(これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。)

第九条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号中「提供すること」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 前項の業務に附帯する業務を行うこと(前各号に掲げるものを除く。)

第九条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。

第九条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二項第六号」を「第二項第八号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

九 協会は、第二項第二号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

第九条第六項の次に次の一項を加える。

七 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

第九条の二中「協会は」の下に「前条第一項

に規定する子会社に対して出資する場合のほか」を加え、「前条第一項」を「第九条第一項」に改め、「(昭和四十七年法律第百十四号)」を削り、同条を第九条の二とし、第九条の次に次の一条を加える。

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。)として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞

なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第九条の三第一項中「協会は」の下に「第九条の二第二項の場合のほか」を加える。

第九条の四第二項中「申請に」を「申請について」に、「認定に」を「認定について」に、「協会に」を「協会について」に、「第四十三条第三項」を「第四十八条第三項」に改める。

第九条の六を削る。

第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務(第九条の二第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。)を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。第三項において同じ。)に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならない。

4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これを

らを変更した場合も、同様とする。

第十一条 委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会について第四條第一項及び第二項並びに第六條の規定を適用する場合においては、第四條第一項中「した」とあるのは「委託して行わせた」ということ、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六條中「してはならない」とあるのは「委託して行わせない」と読み替へるものとする。

2 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三條の二、第三條の三第二項及び第六條の二の規定を適用する場合においては、第三條の二及び第三條の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三條の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六條の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせない」と、第六條の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせない」と読み替へるものとする。

(苦情処理)

第十二條 協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第十三條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(経営委員会の設置)」を付し、同条第二項を削り、同条の前に次の節名を付する。

第三節 経営委員会

第十四條を次のように改める。

(経営委員会の権限等)

第十四条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の決定

イ 協会の経営に関する基本方針

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項

ハ 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確保するために必要なものとして総務省令で定める体制の整備

(1) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(3) 損失の危険の管理に関する体制

(4) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(5) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(6) 協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制

(7) 経営委員会の事務局に関する体制

二 収支予算、事業計画及び資金計画

ホ 第三十八条第一項の業務報告書及び第四十条第二項に規定する財務諸表

ヘ 放送局の設置計画並びに放送局の開

設、休止及び廃止(経営委員会が軽微と認めたものを除く。)

ト 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止

チ 番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画

リ 定款の変更

ヌ 第三十二条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ル 放送債券の発行及び借入金の借入れ

ロ 土地の信託

ワ 第九条第九項に規定する基準

カ 第九条の二第二項及び第九条の三第一項に規定する基準

コ 第十条第一項に規定する基準及び方法

ク 第三十条の二に規定する給与等の支給の基準及び第三十条の三に規定する服務に関する準則

ケ 役員報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。)

コ その他経営委員会が特に必要と認めた事項

ツ 重要な不動産の取得及び処分に関する基本事項

ネ 外国放送事業者及び外国有線放送事業者並びにそれらの団体との協力に関する基本事項

ナ 第九条第八項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ラ 第九条第十項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ム 第九条の二の二の総務大臣の認可を受けて行う出資

ウ 第四十七条第一項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等

エ 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため協会が設置する組織の委員の委嘱

ノ イからキまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

二 役員職務の執行の監督

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができ

ない。

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができ

ない。

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができ

ない。

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができ

ない。

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができ

ない。

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができ

ない。

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができ

ない。

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができ

ない。

な行使に資するため、総務省令の定めるところにより、第三十二条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなればならない者の意見を聴取するものとする。

第十六条第一項中「各分野」の下に「及び全国各地」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項第五号中「職権若しくは」を「職権又は」に改め、同項第六号中「電気通信役務利用放送事業者」の下に「第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)」に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員の権限)

第十六条の二 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、○協会の業務を執行することができない。

2 委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない。

第十八条中「第十六条第三項後段」を「第十六条第二項後段」に改める。

第十九条中「第十六条第四項各号の一」を「第十六条第三項各号のいずれかに」に改める。

第二十条を次のように改める。

(委員の兼職禁止)

第二十一条 常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(経営委員会の運営)

第二十二條の二 経営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第十二条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

5 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

第二十三条第三項中「及び監事」を削り、「第一項の会議」を「経営委員会」に改め、同条の次に次の一条及び一節を加える。

(議事録の公表)

第二十三条の二 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

第四節 監査委員会

(監査委員会の設置等)

第二十三条の三 協会に監査委員会を置く。

2 監査委員会は、監査委員三人以上をもつて組織する。

3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、

経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(監査委員会の権限)

第二十三条の四 監査委員会は、役員職務の執行を監査する。

(監査委員会による調査)

第二十三条の五 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、役員職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(経営委員会への報告義務)

第二十三条の六 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

(監査委員による役員の行為の差止め)

第二十三条の七 監査委員は、役員が協会の目

的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監査委員会の招集)

第二十三条の八 監査委員会は、各監査委員が招集する。

(監査委員会の議決の方法等)

第二十三条の九 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

3 役員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

4 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

第二十四条の前に次の節名を付する。

第五節 役員及び職員

第二十四条中「の外」を「のほか」に、「理事」を「及び理事」に改め、「及び監事三人以内を削る。」

第二十六条第四項を次のように改める。

4 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

第二十六条第五項から第九項までを削る。

第二十七条第四項を削り、同条第五項中「理事及び監事」を「及び理事」に、「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「同項第六号」を「同項第六号」に改め、「電気通信役務利用放送事業者」の下に、「第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む)」に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社を加え、「それぞれ」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十八条第一項中「理事及び監事」を「理事」に改め、同条第二項中「理事及び監事」を「及び理事」に改める。

第二十八条の二中「から第四項」を「から第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第十六条第四項各号の一」を「第十六条第三項各号のいずれかに」に改める。

第二十九条第一項中「会長若しくは監事」を「会長、監査委員若しくは会計監査人」に、「たえない」を「堪えない」に改める。

第三十条第二項中「及び電気通信役務利用放送事業に投資」を「電気通信役務利用放送事業及び第五十二条の六の二第一項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む)」に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社の株式を保有」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(給与等の支給の基準)

第三十条の二 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない

い。これを変更したときも、同様とする。

(服務に関する準則)

第三十条の三 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三十二条の前に次の節名を付する。

第六節 受信料等

第三十三条の見出しを「(国際放送の実施の要請等)」に改め、同条第一項中「(「行うべきこと」(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他国の重要事項に係るものに限る。以下この項における委託放送事項について同じ。))を加え、

同条第三項中「第九条第七項」を「第九条第八項」に、「協定に」を「協定について」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

1 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

2 協会は、総務大臣から前項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

第三十五条第一項を次のように改める。

第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

第一項の要請及び前条第一項に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第七節 財務及び会計

第三十六条の次に次の一条を加える。

(企業会計原則)

第三十六条の二 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

第三十八条第一項中「監事」を「監査委員会」に、「二箇月」を「三箇月」に改め、同条第二項中「監事」を「監査委員会」に改める。

第三十九条第二項中「第九条第三項」を「第九条第二項第二号及び第三項」に改め、「ついては」の下に「総務省令で定めるところにより」を、「区分し、」の下に「それぞれを加える」。

第四十条の見出しを「(財務諸表の提出等)」に改め、同条第一項中「及び損益計算書並びにこれに関する説明書」を「損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書(以下「財務諸表」という。)」に、「これに監事」を「これらに監査委員会及び会計監査人」に、「二箇月」を「三箇月」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(会計監査人の監査)

第四十条の二 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の任命)

第四十条の三 会計監査人は、経営委員会が任命する。

2 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法

(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。又は監査法人でなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の権限等)

第四十条の四 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。

5 監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人の任期)

第四十条の五 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第四十条第一項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

第四十二条第八項中「会社法」の下に「(平成十七年法律第八十六号)」を加える。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第四十四条の前に次の節名を付する。

第八節 放送番組の編集に関する特例
第四十四条第四項中「協会は、国際放送を「協会は、外国人向け国際放送」に、「受託協会国際放送」を「外国人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。)」に、「提供する放送番組」を「提供する外国人向けの放送番組」に、「資」とともに、海外同胞に適切な慰安を与えるように」を「資するように」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向

けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにななければならない。

第四十七条第二項中「第九条第二項第四号を「第九条第二項第六号」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第九節 雑則

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

(放送等の休止及び廃止)

第四十八条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の廃止又は休止について準用する。この場合において、第一項中「十二時間以上」とあるのは、「十二時間以上(委託協会国際放送業務にあつては、二十四時間以上)」と読み替えるものとする。

第四十九条 削除

第五十一条第三項中「一般放送事業者」の下に「(第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び)」を加える。

第五十二条の四第一項中「その有料放送が多量放送以外の放送(人工衛星の無線局により行われる放送を除く。であるときは)」を削り、「総務大臣の認可を受けなければ」を「その実施前に、総務大臣に届け出なければ」に改め、同

条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「料金その他の提供条件」を「提供条件(料金を除く。)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「の認可を受け若しくは第三項」を削り、「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とする。

第五十二条の六の次に次の四条を加える。

(有料放送管理業務の届出)

第五十二条の六の二 有料放送の役務の提供に
関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を
行うとともに、当該契約により設置された受
信設備によらなければ当該有料放送の受信が
できないようにすることを業務(以下「有
料放送管理業務」という。)を行おうとする者
(総務省令で定める数以上の有料放送事業者
のために有料放送管理業務を行うものに限
る。)、総務省令で定めるところにより、次
に掲げる事項を記載した書類を添えて、その
旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては、その代表者の氏名
二 業務の概要
三 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者(以下「有料
放送事業者」という。)、その届出に係
る事項について変更があつたときは、遅滞な
く、その旨を総務大臣に届け出なければなら
ない。

(承継)

第五十二条の六の三 有料放送事業者が有

料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、
又は有料放送事業者について相続、合併
若しくは分割(有料放送管理業務を行う事業
の全部を承継させるものに限る。があつたと
きは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相
続人(相続人が二人以上ある場合において、
その全員の協議により有料放送管理業務を行
う事業を承継すべき相続人を定めたときは、
その者)、合併後存続する法人若しくは合併
により設立された法人若しくは分割により当
該事業の全部を承継した法人は、当該有料放
送管理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有料放送管理事業者の地
位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務
大臣に届け出なければならない。

(業務の廃止等の届出)

第五十二条の六の四 有料放送管理事業者は、
有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞な
く、その旨を総務大臣に届け出なければなら
ない。

2 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の
事由により解散したときは、その清算人(解
散が破産手続開始の決定による場合にあつて
は、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総
務大臣に届け出なければならない。

(有料放送管理業務の実施に係る義務)

第五十二条の六の五 有料放送管理事業者は、
有料放送管理業務(これに密接に関連する業
務を含む。))に関し、総務省令で定めるところ
により、業務の実施方針の策定及び公表その
他の適正かつ確実な運営を確保するための措
置を講じなければならない。

第五十二条の七に見出しとして「変更命令
等」を付し、同条第一項中「第五十二条の四第
一項の認可を受けた有料放送の役務の料金又は
同条第四項」を「第五十二条の四第二項」に、「当
該料金又は」を「当該に改め、同条第二項中「第
五十二条の四第三項」を「第五十二条の四第一
項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、
同条に次の一項を加える。

3 総務大臣は、有料放送管理事業者が前条の
規定に違反したときは、当該有料放送管理事
業者に対し、国内受信者の利益を確保するた
めに必要な限度において、業務の方法の改善
その他の措置をとるべきことを命ずることが
できる。

第五十二条の八第一項中「金融商品取引法」を
「金融商品取引所(金融商品取引法)に改め、「金
融商品取引所」の下に「をいう。第五十二条の三
十二第一項において同じ。」「を、「以下」の下に
「この条において」を加える。

第五十二条の十八第二項中「委託放送事業者
たる」を「委託放送事業者が委託放送業務を行う
事業を譲渡し、又は委託放送事業者たる」に、
「合併又は」を「合併若しくは」に改め、「とき
は、」の下に「当該事業を譲り受けた者又は」を加
え、「法人又は」を「法人若しくは」に改める。

第五十二条の二十八第一項中「同項及び同
条第三項中「であるとき」とあるのは、委託し
て行わせるものであるとき」と、同項及び同条
第四項を、「同条第二項」に、「同条第七項」を
「同条第五項」に改め、「有料放送の役務に係る
放送を」との下に、「第五十二条の六の二第一
項中「当該有料放送」とあるのは、当該役務に係

る放送」とを加える。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四 認定放送持株会社

(定義)

第五十二条の二十九 この章において「子会社」
とは、会社がその総株主等の議決権(総株主
又は総出資者の議決権(株式会社にあつて
は、株主総会において決議をすることができ
る事項の全部につき議決権を行使することが
できない株式についての議決権を除き、会社
法第八百七十九条第三項の規定により議決権
を有するものとみなされる株式についての議
決権を含む。以下この条及び第五十二条の三
十五において同じ。))をいう。以下この条にお
いて同じ。))の百分の五十を超える議決権を
有する他の会社をいう。この場合において、
会社及びその若しくは二以上の子会社又は
当該会社の若しくは二以上の子会社がその
総株主等の議決権の百分の五十を超える議決
権を保有する他の会社は、当該会社の子会社
とみなす。

(認定)

第五十二条の三十 二以上の一般放送事業者
(当該二以上の一般放送事業者が一以上の地
上系一般放送事業者(人工衛星の無線局以外
の無線局により放送を行う一般放送事業者を
いう。以下同じ。))が含まれる場合に限り。以
下この条、次条第一号並びに第五十二条の三
十七第二項第一号及び第二号において同じ。))
をその子会社とし、若しくはしようとする会
社又は二以上の一般放送事業者をその子会社
とする会社を設立しようとする者は、総務大

臣の認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社(以下この条において「申請対象会社」という。)が株式会社であること。

二 申請対象会社が、一般放送事業者でないこと。

三 申請対象会社の子会社(子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)である一般放送事業者(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の当該申請対象会社の総資産の額(総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。)に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

- イ (1)若しくは(2)に掲げる者が業務を執行する役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社
- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 外国政府又はその代表者
- (3) 外国の法人又は団体

ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社(イに該当する場合を除く。)

- (1) イ(1)から(3)までに掲げる者
- (2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ この法律、電波法又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社

二 第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 第五十二条の三十七第一項(第二号を除く。)又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヘ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第三項(第四号を除く。)若しくは第四項(第五号を除く。)の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第二十七条の十五第一項(第三号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過し

ない者

チ 電波法第七十六条第五項(第三号を除く。)の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

- (1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- (2) ニからチまでのいずれかに該当する者

3

第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 認定を申請する者(認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 四 その他総務省令で定める事項

4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

い。

(届出)
第五十二条の三十一 前条第一項の認定を受けたい会社又は認定を受けて設立された会社(以

下「認定放送持株会社」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 二以上の一般放送事業者を子会社として保有することとなつたとき(当該認定を受けた際現に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する場合を除く。)
- 二 前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき。

(外国人等の取得した株式の取扱ひ)

第五十二条の三十二 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持株会社は、その株式を取得した外国人等(第五十二条の三十第二項第五号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者をいう。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 第五十二条の八第二項から第四項までの規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項」と、「外国人等が同項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項に規定する外国人等が同法第三十条第一項」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第五十二条の三十第二項第五号イ又はロ

に定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、同法第三十二條第二項と、」
「(欠格事由」とあるのは「(同号イ又はロに定める株式会社」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第五十二條の三十二第一項及び同条第二項において準用する第五十二條の八第二項」と、「電波法第五條第四項第三号イ」とあるのは「第五十二條の三十二第二項第五号ロ(1)と、同号ロ」とあるのは「同号ロ(2)と、」
「株式会社である一般放送事業者(人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者を除く。）」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号に定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号イ及びロ」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十二條の三十二第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。
(電波法の特例)

第五十二條の三十三

総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七條第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「定める放送」とあるのは「定める認定放送持株会社の子会社に係る放送」と、「(放送」とあるのは「(認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、放送」とする。
(子会社の責務)

第五十二條の三十四

特定地上系一般放送事業者認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者をいう。は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、その放送対象地域

における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。
(議決権の保有制限)

第五十二條の三十五

認定放送持株会社の株主名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律第三十二條第一項の実質株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有し、又は有するものとみなされる株式(その者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿又は同項の実質株主名簿に記載され、又は記録されているものが有し、又は有するものとみなされる当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。)のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主(特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。
2 前項の保有基準割合は、第二條の二第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上^三以下の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

(承継)

第五十二條の三十六 認定放送持株会社がその事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社が合併若しくは会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該事業の全部を譲り受けた株式会社又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設立された株式会社若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した株式会社は、総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継することができる。
2 第五十二條の三十二第二項の規定は、前項の認可について準用する。
(認定の取消し)

第五十二條の三十七 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

- 一 第五十二條の三十二第二項第五号イからリまで(ホを除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。
- 2 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 認定を受けた日から六箇月以内に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する株式会社となつたとき。
- 二 二以上の一般放送事業者を子会社として保有する会社でなくなつたとき。
- 三 不正な手段により認定を受けたとき。
- 四 第五十二條の三十二第二項各号(第五号を除く。)のいずれかに適合しなくなつたとき。

除く。)のいずれかに適合しなくなつたとき。

第五十三條の八中「放送事業者」の下に「、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十三條の八の二 総務大臣は、放送事業者(受託放送事業者を除く。)が、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であつて、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを行い、又は委託して行わせたとき認めるときは、当該放送事業者に対し、期間を定めて、同様の放送の再発の防止を図るための計画の策定及びその提出を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、公表するものとする。

第五十三條の九の三「第四項及び第七項を「第二項及び第五項」に改める。

第五十三條の十第一項第二号中「第九條第七項(第三十三條第三項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、同条第八項を「第八條の三第二項(定款変更の認可)、第九條第八項(第三十三條第四項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第九條第九項(提供基準の認可)、同条第十項」に、「第九條の二を「第九條の二の二」に改め、「第十一條第二項(定款変更の認可)」を削り、「実施の命令」を「実施の要請」に、「第四十三條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)

む。(放送等の廃止又は休止の認可)、第四十七条(放送設備の譲渡等の認可)を「第四十七条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)」に、「第五十二条の四第一項(有料放送の役務の料金の認可)、同条第四項を「第五十二条の四第二項」に改め、「及び変更命令」の下に「並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令を加え、「又は第五十三条第一項(センターの指定)を「第五十二条の三十第一項(認定放送持株会社に関する認定)、第五十三条第一項(センターの指定)又は第五十三条の八の二第一項(再発防止計画)」に改め、同項第三号中「に対して」の下に「又は第五十三条の八の二第二項の規定により同条第一項の計画に対して」を加え、同項第四号中「第五十二条の四第六項を「第五十二条の四第四項」に改め、同項第五号中「認定の取消し」の下に「第五十二条の三十七第二項(認定放送持株会社に関する認定の取消し)」を加え、同項第六号中「基準」の下に「第五十二条の三十三の規定により読み替えて適用する電波法第七條第二項第四号(電波法の特例の基準)又は第五十二条の三十五第二項(保有基準割合)」を加える。

第五十五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改め、同条第二号中「第九條第七項(第三十三條第三項)を「第八條の三第二項、第九條第八項(第三十三條第四項)に、「同条第八項、第九條の二、第十一條第二項」を「第九條第

九項若しくは第十項、第九條の二の二に、「第四十三條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第四十七條第一項」を「第四十七條第一項、第四十八條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第三号中「第三十條第一項」を「第二十二條、第三十條第一項」に改める。

第五十六條の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「による認可を受け若しくは同条第三項の規定を削り、「同条第四項」を「同条第二項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、同条第九號を同条第十號とし、同条第三号から第八號までを一號ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一號を加える。

三 第五十二條の六の二第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

第五十六條の三中「第五十二條の四第九項」を「第五十二條の四第七項」に改める。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第九條の五、第四十八條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)(規定に違反して届出をしないとき。

三 第二十三條の二、第三十條の二又は第三十條の三の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第二十三條の五第一項又は第四十條の四第二項の規定による調査を妨げたとき。

五 第三十八條第三項又は第四十條第四項の規定に違反して書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

2 協会の子会社の役員が第二十三條の五第二項又は第四十條の四第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第五十八條の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第五十二條の十八第一項又は」を「第五十二條の六の二第二項、第五十二條の六の三第二項、第五十二條の六の四第一項若しくは第二項、第五十二條の十八第一項」に改め、「第五十二條の二十」の下に「又は第五十二條の三十一」を加える。

附則第十八項の前の見出し及び同項から附則第二十項までを削る。

別表を削る。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 無線局の登録(第二十七條の十八―第二十七條の三十四)」を「第二節 無線局の登録(第二十七條の十八―第二十七條の三十四)」に改める。

第三節 無線局の開設に関するあつせん等(第二十七條の三十五―第二十七條の三十六)」に、「第三節 航空局等の運用(第七十條の二―第七十條の六)」を「第四節 無線局の運用の特例(第七十條の七―第七十條の八)」に改める。

第五条第二項第一号中「実験無線局」を「実験等無線局」に、「又は」を「若しくは」に改め、「ための実験」の下に「電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査」を加え、同項第三号及び第四号中「実験無線局」を「実験等無線局」に改める。

第六条第一項第四号中「実験無線局」を「実験等無線局」に改め、同項に次の一號を加える。

九 他の無線局の第十四條第二項第二号の免許人又は第二十七條の二十三第一項の登録人(以下「免許人等」という。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

第六条第二項中「次条第二項第二号及び第四号」を「次条第二項第二号及び第五号」に改め、同項に次の一號を加える。

六 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

第七条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一號を加える。

四 総務省令で定める放送による表現の自由享有基準(放送をすることが出来る機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定める基準をいう。)に合致すること。

第二十六條の二第五項中「免許人又は第二十

七条の二十三第一項の登録人(以下「免許人等」という。)(を「免許人等」に改める。

第二十七条の三第一項に次の一号を加える。

八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

第二十七条の十八第三項中「事項」の下に「(他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を含む。第二十七条の二十九第三項において同じ。)」を加える。

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 無線局の開設に関するあつせん等

(電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

第二十七条の三十五 免許等を受けて無線局(電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。)を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会(電気通信事業

法第四百四十四条第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう。第三項及び第五項において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。

2 電気通信事業法第五百四十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三十五第三項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 電気通信事業法第五百四十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第二十七条の三十六 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十七條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「実験無線局」を「実験等無線局」に改める。

第五十八條の見出し中「実験無線局」を「実験等無線局」に改め、同条中「実験無線局及びアマチュア無線局」を「実験等無線局及びアマチュア無線局」に改める。

第五章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 無線局の運用の特例

(非常時運用人による無線局の運用)

第七十条の七 無線局(その運用が、専ら第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。)の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

2 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者(以下この条において「非常時運用人」という。)の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(登録人以外の者による登録局の運用)

第七十条の八 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線

局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十第二項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に登録局を運用させた登録人について準用する。

3 第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八十条第一号中「とき」の下に「(第七十条の七第一項又は第七十条の八第一項の規定により無線局を運用させた免許人等以外の者が行つたときを含む。)」を加える。

第九十九条の三第三項第三号中「電気通信役務利用放送事業者」の下に「放送法第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。に規定する有料放送管理事業者、放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社)」を加える。

第九十九条の十一第一項第一号中「及び第二項第四号(無線局の開設の根本的基準)」を「(放送をする無線局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第四号(放送による表現の自由

享有基準」、同項第五号(放送をする無線局の開
設の根本的基準)に改め、「(無線局の開設の届
出)の下に、第二十七条の三十五第一項(電気
通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲
裁)を加え、同項第四号中「第九条第四項」を
「同条第四項」に改め、同条第二項中「前項第
四号」を「前項第一号、第二号及び第四号」に改め
る。

第一百十条第一号中「又は運用し」を削り、同
条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条
第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、
同条第六号中「第七十二条第一項」の下に「第
百条第五項において準用する場合を含む。」を
加え、「以上の各規定を」を「第七十条の七第四
項、第七十条の八第三項及び」に改め、同号を
同条第七号とし、同条第五号を同条第六号と
し、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り
下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条の規定による免許又は第二十七条
の十八第一項の規定による登録がないの
に、かつ、第七十条の七第一項の規定又は
第七十条の八第一項の規定によらないで、
無線局を運用した者

第一百十二条第四号中「第百条第五項」を「第
七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第
百条第五項」に改める。

第一百三十三条第十六号中「第三十九条第四項」の
下に「(第七十条の八第三項において準用する場
合を含む。)」を加える。

第一百四十四条中「第八号及び第九号」を「第九号
及び第十号」に改める。

第一百六条中第二十号を第二十一号とし、第

十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号と
し、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 第七十条の七第二項(第七十条の八第
二項において準用する場合を含む。)の規定
に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

別表第六の六の項中「及び七の項」を「七の
項及び八の項」に改め、同表の七の項中「三
項」の下に「及び八の項」を加え、同表の八の項
中「実験無線局」を「実験等無線局」に改める。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法
律の一部改正)

第三条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関す
る法律(昭和二十六年法律第百三十五号)の一部
を次のように改正する。

第四条第二項中「及び第五十二條(候補者放
送)」を「第五十二條(候補者放送及び第五十
三條の八の二(再発防止計画)」に改め、同項に
後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十三條の八の
二第一項中「行い、又は委託して行わせた」と
あるのは、「行つた」と読み替えるものとす
る。

第八条の次に次の一条を加える。

(審議会等への諮問)

第八条の二 総務大臣は、第四条第二項におい
て準用する放送法第五十三條の八の二第一項
の規定により計画の策定及び提出を求め、又
は同条第二項の規定により意見を付そうとす
るときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二
十三年法律第百二十号)第八条に規定する機
関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなけ

ればならない。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第四条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年
法律第百十四号)の一部を次のように改正す
る。

第十七条中「並びに第五十二條」を「第五十
二條並びに第五十三條の八の二」に改め、「業務
区域」との下に「同法第五十三條の八の二第
一項中「行い、又は委託して行わせた」とあるの
は「行つた」とを加える。

第二十六條の二ただし書中「ただし」の下に
「次の各号(第四号を除く。)に掲げる事項のう
ち」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同
条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に
次の一号を加える。

四 第十七条において準用する放送法第五十
三條の八の二第一項の規定により計画の策
定及び提出を求め、又は同条第二項の規定
により意見を付そうとするとき。

(電気通信事業法の一部改正)

第五條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第
十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中第九号を削り、第十号を
第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号
を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信
事業者の事業の運営が適正かつ合理的でな
いため、電気通信の健全な発達又は国民の
利便の確保に支障が生ずるおそれがあると
き。

第一百四十四條第二項中「この法律」の下に「及
び電波法」を加える。

第四百七十七條第一項中「電気通信事業」の下に
「又は電波の利用」を加える。

(電気通信役務利用放送法の一部改正)

第六條 電気通信役務利用放送法(平成十三年法
律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「及び第五十二條の二十七」を
「第五十二條の六の二から第五十二條の六の
五まで、第五十二條の七第三項、第五十二條の
二十七、^{及び}第五十三條の八及び第五十三條の八の
二」に改め、「一般放送事業者」の下に「第五十
二條の三十四に規定する特定地上系一般放送事
業者及び」を、「電気通信役務利用放送事業者
の」との下に「同法第五十二條の六の二第一
項中「有料放送」とあるのは「有料の電気通信
役務利用放送」と、「有料放送事業者」とある
のは「有料の電気通信役務利用放送の役務を提
供する電気通信役務利用放送事業者」と、同法
第五十二條の七第三項中「国内受信者」とあるの
は「電気通信役務利用放送事業者との間に国内
に設置する受信設備により有料の電気通信役務
利用放送の役務の提供を受ける契約を締結する
者」とを、「業務区域」との下に「同法第五
十三條の八中「放送事業者、有料放送管理事業
者又は認定放送持株会社」とあるのは「有料放送
管理事業者」と、同法第五十三條の八の二第一
項中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)」と
あるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、
「行い、又は委託して行わせた」とあるのは「行
つた」と、「当該放送事業者」とあるのは「当該電
気通信役務利用放送事業者」とを加える。

第十八條第一項中第三号を第四号とし、第二

号の次に次の一号を加える。

三 第十五条において準用する放送法第五

二条の七第三項の規定による命令

第十八条第一項に次の一号を加える。

五 第十五条において準用する放送法第五

三条の八の二第一項の規定による計画の策

定及び提出の求め又は同条第二項の規定に

よる意見の付与

第十八条第二項中「前項第一号及び第三号」を

「前項各号(第二号及び第五号を除く。)」に改め

る。

第十九条第二項中「前条第一項第三号」の下に

「及び第四号」を加える。

第二十六条第一項に次の二号を加える。

三 第十五条において準用する放送法第五

二条の六の二第一項の規定に違反して有料

放送管理業務を行った者

四 第十五条において準用する放送法第五

二条の七第三項の規定による命令に違反し

た者

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者

は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六条第四項、第七条第二項、第八条第

一項若しくは第二項又は第十五条において

準用する放送法第五十二條の六の二第二

項、第五十二條の六の三第二項、第五十二

條の六の四第一項若しくは第二項の規定に

よる届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条において準用する放送法第五

三条の八の規定による資料の提出を怠り、

又は虚偽の資料を提出した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中電波法第九十九条の十一第二項の改正規定、第三条中電気通信事業法第二十九条第一項の改正規定及び第四百七十七条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第二条中電波法の目次の改正規定(第二節 無線局の登録(第二十七条の十八―第二十七條の三十四)を「第二節 無線局の開設(第二十七條の十八―第二十七條の三十四)に関するあつせん等(第二十七條の三十五・第二十七條の三十六)」に改める部分に限る。)、同法第六条第一項に一号を加える改正規定、同法第二項に一号を加える改正規定、同法第二十六條の二第五項の改正規定、同法第二十七條の三第三項の改正規定、同法第二十七條の三第二項の次に一節を加える改正規定、同法第二章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第九十九條の十一第一項第一号中(「無線局の開設の届出」の下に、「第二十七條の三十五第一項(電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)」を加える改正規定及び第三項中「電気通信事業法第四百四十四條第二項の改正規定並びに附則第八條及び第十六條の規定 公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

第二条 第一条の規定による改正後の放送法(以下「新放送法」という。)(第八條の三第二項及び第九條第九項の認可、新放送法第五十三條の十及び第二条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)(第九十九條の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律(前条第二号に掲げる規定)については、当該規定)の施行前においても行うことができる。

(日本放送協会の業務の委託に關する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に日本放送協会(以下「協会」という。)(が第一条の規定による改正前の放送法(以下「旧放送法」という。)(第九條第一項第四号の委託協定会國際放送業務を行つてゐる場合であつて、当該業務の一部が新放送法第九條第七項に規定するテレビジョン放送による外国人向け委託協定会國際放送業務である場合には、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新放送法第九條の二第二項の規定は、適用しない。

(企業会計原則等に關する経過措置)
第四条 新放送法第三十六條の二、第三十八條、第三十九條第二項、第四十條及び第四十條の二の規定は、施行日以後に開始する協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した協会の事業年度については、なお従前の例による。
2 施行日の前日において協会の監事である者の任期は、施行日前に開始した事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算

書並びにこれらに關する説明書(次項において「貸借対照表等」という。)(の総務大臣への提出の日までとする。

3 第一項の規定により監事が協会の施行日前に開始した事業年度の業務報告書及び貸借対照表等に添える意見書を作成する場合においては、旧放送法第二十三條第三項、第二十四條、第二十六條第四項から第九項まで、第二十七條第四項及び第五項、第二十八條の二、第二十九條第一項並びに第五十四條の規定は、なお効力を有する。

(有料放送の料金に關する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二條の四第一項(旧放送法附則第十八項(旧放送法附則第十九項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)(の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下同じ。))の認可を受け、若しくは同条第三項の規定により届け出ている料金又は同条第七項の規定により届け出ている契約約款に定める料金は、新放送法第五十二條の四第一項の規定により届け出た料金とみなす。
2 この法律の施行の際現にされてゐる旧放送法第五十二條の四第一項の規定による認可の申請は、新放送法第五十二條の四第一項の規定による届出とみなす。

(有料放送管理業務の届出に關する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に有料放送管理業務を営んでいる者は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、新放送法第五十二條の六の二第二項(第六條の規定による改正後の電気通信役務利用放送法第十五條において準用する場合を含む。)(の規定による届出をしない

で、引き続き当該業務を営むことができる。

(人工衛星の無線局により行われる放送についての特例に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧放送法附則第二十項の規定により受けたものとみなされている認定は、なお効力を有する。

(無線局の免許等の申請に関する経過措置)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の電波法第六條第一項の免許の申請、同条第二項の免許の申請、同法第二十七條の三第一項の免許の申請、同法第二十七條の十八第二項の登録の申請又は同法第二十七條の二十九第二項の登録の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

(処分等の効力)

第九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第九條第一項第五号に規定する委託協会国際放送業務、新放送法第五十二條の四第一項に規定する有料放送、新放送法第五十二條の六の二第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法第五十二條の十八第二項に規定する委託放送事業者の地位の承継及び新放送法第五十二條の三十一に規定する認定放送持株会社に係る制度並びに新放送法第五十三條の八の二第一項に規定する計画の策定及びその提出を求める制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法第七十條の七、第七十條の八及び第八十條の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号(「中実無線局」を「実験等無線局」に改め、同表第五十五号を次のように改める。

五十五 委託放送事業者の認定又は認定放送持株会社の認定

- (一) 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二條の十三第一項(認定)の委託放送事業者の認定(更新の認定を除く。)
- (二) 放送法第五十二條の三十第一項(認定)の認定放送持株会社の認定

認定件数	認定件数
一件につき九万円	一件につき十五万円

る。

第五十二條の三十五第一項中「株主名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律第三十二條第一項の実質株主名簿」及び「株主名簿又は同項の実質株主名簿を「株主名簿」に、有し、又は有するものとみなされる」を「有する」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「これに基づく命令を含む。」を「及び電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)並びにこれらに基づく命令に改める。

第二十條中「(昭和二十五年法律第百三十一号)を削る。

審査報告書

政治資金規正法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十二月二十日

政治倫理の確立及び選挙
制度に関する特別委員長 池口 修次
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細を記載する金額の引下げ、少額領収書の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を置くとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律の施行に要する経費として、平年度約十三億円が見込まれる。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年十二月二十日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等」を「第三章 公職の候補者」の二に「第一節 国会議員関係政治団体の届出等」を「第二節 政治資金適正化委員会」に改める。

候補者に係る資金管理団体の届出等
国会議員関係政治団体の届出等
政治資金監査人
政治資金適正化委員会

第六条第一項中「あつては、」を「あつては」に改め、「された日」の下に、「第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」を、「ときはその旨の下に、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を加え、同条第三項中「告示」を「公表」に改める。

第七条第一項中「異動の日」の下に「第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつたときにあつては、第十九条の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日」を加え、「同条第一項」を「第六条第一項」に改める。
第七条の二第一項中「並びに当該」を「当該」に改め、「その旨」の下に、「当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類並びに当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類」を加え、「告示」を「都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第二項中「告示をした」を「公表を都道府県の公報への掲載により行つた」に、「当該告示」を「当該公報」に改め、同条第三項中「告示」を「官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改める。

「官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改める。
第九条第一項第二号中「及び第十七条」を、「第十七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六」に改める。

第十一条第二項中「領収書等」の下に「振込みの方法により支出したときにあつては、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの(以下「振込み明細書」という。))」を加える。
第十二条第二項中「領収書等の写し」の下に「当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。))」を、「年月日を記載した書面」の下に「(第十九条の十一第一項において「領収書等」を徴し難かつた支出の明細書」という。))」を加え、「並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し」を「及び振込み明細書の写し(当該振込み明細書を複写機により複写したものに限る。以下同じ。))」に改める。

第十六条第一項中「及び領収書等」を、「領収書等及び振込み明細書」に改める。
第十七条第三項中「告示」を「都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第四項中「告示をした」を「公表を都道府県の公報への掲載により行つた」に改める。
第十八条第一項中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に、「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、政治団体の支部が第十九条の七第二項に規定する政党の支部であるときは、当該政治団体の支部は、第六条及び第六条の三から第七条の二までの規定の適用については、それぞれ一の第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

第十八条の二第二項中「あつては、」を「あつては」に改め、「された日」の下に、「第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」を加える。

第十九条の二第一項中「告示」を「都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第二項中「告示をした」を「公表を都道府県の公報又は官報への掲載により行つた」に、「当該告示」を「当該都道府県の公報又は官報」に改める。

第十九条の五の二「資金管理団体の」を「資金管理団体(第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体であるものを除く。))」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 国会議員関係政治団体に関する特例等

第一節 国会議員関係政治団体に関する特例

(国会議員関係政治団体)
第十九条の七 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体(政党及び第五條第一項各号に掲げる団体を除く。)をいう。

官 報 (号 外)

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体 二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)第四十一条の十八第一項第四号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体 2 この節の規定(これに係る罰則を含む。)の適用については、政党の支部で、公職選挙法第十二条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の前項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなす。 (国会議員関係政治団体に係る通知) 第十九条の八 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、前条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体があるときは、当該政治団体に對し、文書で、同号に係る国会議員関係政治団体に該当するため第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。 2 前項の規定による通知をした者は、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたときは、当該政治団体に對し、文書で、前条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなつたため第七条第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。 3 前二項の文書の様式は、総務省令で定める。	(国会議員関係政治団体に係る支出の手続) 第十九条の九 国会議員関係政治団体の会計責任者又は国会議員関係政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該国会議員関係政治団体のために支出をした者に係る第十一条の規定の適用については、同条第一項中「一件五万円以上のすべての支出」とあるのは「すべての支出」と、同条第二項中「一件五万円以上の支出」とあるのは「支出」とする。 (国会議員関係政治団体の報告書の記載等) 第十九条の十 国会議員関係政治団体(第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五までにおいて同じ。)の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同条第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費(第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費)の支出」と、「五万円以上」とあるのは「一万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。 (国会議員関係政治団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成) 第十九条の十一 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行つた支出のうち領収書等を徴し難い事情があつたものについては、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かつた支出の明細書(振込明細書があるときにあつては、第十二条第二項の当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。)を作成しなければならぬ。 2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」とする。 (第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用) 第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替へて適用する第十一条、第十九条の十において読み替へて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替へて適用する第十六条第一項の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。 (登録政治資金監査人による政治資金監査) 第十九条の十三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明	細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人(以下この条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。)の政治資金監査を受けなければならない。 2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。 二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。 三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。 四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。 3 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行つたときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。 4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。 5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務
---	---	--

省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第三十二条第二項(同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、前条第三項の規定により登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用した報告書の提出)

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織(第三十二条の二において単に「電子情報処理組織」という。)を使用して行うよう努めるものとする。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書

を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

2 前項の規定による開示の請求(以下この条において「開示請求」という。)は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目ごとに区分してしなければならない。

3 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「開示請求書」という。)を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 開示請求に係る国会議員関係政治団体の名称並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目

4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この条において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定め

て、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、当該開示請求があつた日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があつた日から二十日以内に、総務省令で定めるところにより、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すれば足りる。

7 第五項の規定による命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、前項に規定する期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう求めることができる。

8 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項

の規定により期間の延長を求めるときは、第六項に規定する期間内に、延長を求める期間、その理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。

9 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第七項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、第六項に規定する期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し(同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し(当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。)を開示しなければならない。

11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日(第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日)から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者

に対し、その旨及び開示の実施に関し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

12 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく、開示請求に係る少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

一 当該開示請求が第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

二 第六項ただし書の規定により、国会議員関係政治団体から第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があつたとき。

13 第十一項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

14 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の

部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについては相当の期間内に当該決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由
二 残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

15 少額領収書等の写しの開示は、閲覧又は写しの交付により行う。
16 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第五項の規定による命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

17 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第六項の規定により提出された少額領収書等の写しについて、これに係る第十二条第一項の報告書を保存すべき期間保存しなければならない。

18 第六項の規定により提出された少額領収書等の写し(その写しを含む。)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は都道府県情報公開条例(都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例をいう。)の規定は、適用しない。

19 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定(以下この条において「開示決定等」という。)の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(次項において「少額領収書等開示訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部につ

いて、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

22 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

(政治団体の支部に係るこの節の規定の適用)
第十九条の十七 政治団体(政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。)が支部を有する場合においては、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この節の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。

第二節 登録政治資金監査人

(登録)
第十九条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第二十六条の六又は第二十六条の七の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第十九条の二十二第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

(登録政治資金監査人名簿)

第十九条の十九 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会に備える。

2 登録政治資金監査人名簿の登録は、政治資金適正化委員会が行う。

3 政治資金適正化委員会は、総務省令で定めるところにより、第一項の登録政治資金監査人名簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製することができる。

(登録の手續)

第十九条の二十 第十九条の十八第一項の登録を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、同項に規定する事項を記載した登録申請書を、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 政治資金適正化委員会は、前項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、申請者が第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)であるときは、遅滞なく登録を行い、申請者が同条第一項各号のいずれにも該当しない者であるとき又は同条第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、登録を拒否し

なければならない。

3 政治資金適正化委員会は、前項の規定により登録政治資金監査人名簿に登録したときは当該申請者に登録政治資金監査人証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更登録)

第十九条の二十一 登録政治資金監査人は、第十九条の十八第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(登録の取消し)

第十九条の二十二 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録を受けた者が、第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者であること又は同条第二項各号のいずれにも該当しないことについて、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第十九条の二十第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、その登録を取り消さなければならない。

2 政治資金適正化委員会は、前項の規定により登録を取り消すときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(登録の抹消)

第十九条の二十三 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人が次の各号のいずれかに該当するときは又は本人から登録の抹消の申請があつ

たときは、遅滞なく当該登録を抹消しなければならない。

一 第十九条の十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき

二 第十九条の十八第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき

三 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき

2 登録政治資金監査人が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、政治資金適正化委員会にその旨を届け出なければならない。

(登録及び登録の抹消の公告)

第十九条の二十四 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録をしたとき及びその登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告しなければならない。

(登録政治資金監査人証票の返還)

第十九条の二十五 登録政治資金監査人の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならない。

(登録の細目)

第十九条の二十六 この節に定めるもののほか、登録の手續、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。

(登録政治資金監査人の研修)

第十九条の二十七 登録政治資金監査人は、総務省令で定めるところにより、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。

2 政治資金適正化委員会は、前項の研修を修了した者について登録政治資金監査人名簿に当該研修を修了した旨を付記するとともに、当該研修を修了した者に対しその旨を証する書面を交付しなければならない。

3 政治資金適正化委員会は、第一項の研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる。

(秘密保持義務)

第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三節 政治資金適正化委員会

(設置)

第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十九条の三十 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。 二 登録政治資金監査人の登録に関すること。 三 登録政治資金監査人に係る研修を行うこと。 四 政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。 五 登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと。 六 第十九条の十六第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。 七 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき委員会に属させられた事務 2 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。 (組織) 第十九条の三十一 委員会は、委員五人をもつて組織する。 2 委員は、非常勤とする。 (委員) 第十九条の三十二 委員は、学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命する。 2 前項の指名に当たっては、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上とならないよ	うにしなければならない。 3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 前項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、新たに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基づいて任命されるまでの間、なお在任するものとする。 5 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、国会の同意を得て、これを罷免することができる。 6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。 7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (委員長) 第十九条の三十三 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (会議) 第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。 2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席	がなければ、会議を開き、議決をすることができる。 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。 (資料の提出その他の協力) 第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて政治資金に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (事務局) 第十九条の三十六 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。 (政令への委任) 第十九条の三十七 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 第二十條第一項中「九月三十日」を「十一月三十	日」に改め、同条に次の一項を加える。 4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。 第二十條の二の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項中「」による報告書」の下に「第十二条第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。第三十二条第三号において同じ。)」を、「含む」の下に「。次項において同じ。」を、「書面」の下に並びに第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書」を加え、同条第二項中「又は書面」を「第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書」に改め、「閲覧」の下に「又は写しの交付」を加え、同条に次の一項を加える。 3 前項の規定により、総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。 第二十條の三第一項中「(平成十一年法律第四十二号)」を削る。 第二十四條第一号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改め、同条第四号中「第十六条第一項」の下に「(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「又は領収書等」を「領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書」に改め、同条
---	---	---	--

第五号中「第十六条第一項」の下に「(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「又は領収書等」を「領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書」に改める。

第二十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第十九条の十四の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者

第二十五条第一項第二号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第二十六条の五の次に次の二条を加える。

第二十六条の六 第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「報告書」の下に「書面(第十二条第二項の規定によるものに限る。)」及び「政治資金監査報告書」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用

第三十二条の三(昭和三十三年法律第二十六号)を削り、同条を第三十二条の四とする。

第三十二条の二中「第十六条」の下に「第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合

合を含む。)」を加え、同条を第三十二条の三とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条第四項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九

九条の規定による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、電子情報処理組織を使用して行うときは、これらの規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

第三十三条の二第一項第一号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、「第十九条の二」の下に「第十九条の十六」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章の次に一章を加える改正規定中第三章の二第二節及び第三節に係る部分、第二十六條の五の次に二条を加える改正規定中第二十六條の七に係る部分並びに附則第十四条から第十七条までの規定 平成二十年四月一日

二 第六条及び第七条第一項の改正規定、第七條の二第一項の改正規定(国会議員関係政治団体の届出に関する部分に限る。並びに第十九条の五の二の改正規定 平成二十年十月一日

(任命のために必要な行為)

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第十九条の三十二第一項の規定による政治資金適正化委員会の委員の任命のために必要な行為は、前条第一号に定める日前においても行うことができる。

(国会議員関係政治団体の届出に関する経過措置)

第三条 新法第十九条の八第一項及び第二項の規定は、附則第一条第二号に定める日の前日までの間は、適用しない。

2

附則第一条第二号に定める日から平成二十年十二月三十一日までの間における新法第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体(同条第二項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされるものを含む。)に係る新法第六條第一項及び第七條第一項の規定の適用については、これらの規定中「七日以内」とあるのは、「平成二十年十二月三十一日まで」とする。

(領収書等の写しに関する経過措置)

第四条 新法第十二条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年以後の年に係る同条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書を併せて提出すべき領収

書等の写しについて適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前にこの法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書を併せて提出すべき領収書等の写しについては、旧法の規定の例による。

(国会議員関係政治団体に係る領収書等の徴収に関する経過措置)

第五条 新法第十九条の九において読み替えて適用する第十一条及び第十九条の十一の規定は、平成二十一年一月一日(以下「適用日」という。)以後の支出について適用し、適用日前の支出については、旧法の規定の例による。

(国会議員関係政治団体に係る報告書の記載及び提出に関する経過措置)

第六条 新法第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項及び第十七条第一項、第十九条の十三並びに第十九条の十四の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び適用日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載及び提出について適用する。

2

適用日の属する年の前年以前の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書並びに施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合及び施行日以後適用日前に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載及び提出について

は、旧法の規定の例による。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する経過措置)

第七条 新法第十九条の十六の規定は、適用日の属する年以後の年に係る同条第一項に規定する少額領収書等の写しの開示について適用する。

(収支報告書の要旨の公表に関する経過措置)

第八条 新法第二十条第一項の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書の要旨の公表について適用し、適用日の属する年の前年以前の年に係る同項の規定による報告書の要旨の公表については、旧法の規定の例による。

(収支報告書等の写しの交付等に関する経過措置)

第九条 新法第二十条の二第二項(写しの交付に関する部分に限る。)及び第三項並びに第三十二条の三(この法律による改正に係る部分に限る。)の規定は、適用日の前日までの間は、適用しない。

(電子情報処理組織の使用に関する経過措置)

第十条 新法第十九条の十五及び第三十二条の規定は、平成二十一年十二月三十一日までの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において

同じ。)の施行前にした行為並びに附則第四条、

第五条及び第六条第二項の規定により旧法の規定の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の項第一号イ中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、「第十九条の二」の下に、「第十九条の十六」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七十号の次に次の一号を加える。

七十の二 政治資金適正化委員会の委員

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(二)の次に次のように加える。

(総務省設置法の一部改正)

第十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二十二条の見出しを「設置」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、政治資金適正化委員会とする。

第二十三条を次のように改める。

(中央選挙管理会)

第二十三条 中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第三章第三節中第二十三条の次に次の一条を加える。

(政治資金適正化委員会)

第二十三条の二 政治資金適正化委員会については、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十七条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条のうち総務省設置法第二十二條第二項の改正規定中「第二十二條第二項」を「第二十三條」に改める。

(検討)

第十八条 新法の規定については、国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

投票者氏名

日程第一 放送法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会内閣提出、第百六十八回国会衆議院送付)

賛成者氏名

二一六名

足立 信也君	相原久美子君
青木 愛君	浅尾慶一郎君
家西 悟君	池口 修次君
石井 一君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 正光君
大江 康弘君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	神本美恵子君

龜井亜紀子君	川合 孝典君	松井 孝治君	松岡 徹君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	反対者氏名	一三名
川上 義博君	川崎 稔君	松野 信夫君	円より子君	中川 義雄君	中曽根弘文君	井上 哲士君	紙 智子君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	水戸 将史君	水岡 俊一君	中村 博彦君	二之湯 智君	小池 晃君	大門実紀史君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君	西島 英利君	西田 昌司君	仁比 聡平君	山下 芳生君
郡司 彰君	小林 正夫君	森 ゆうこ君	森田 高君	野村 哲郎君	南野知恵子君	近藤 正道君	福島みずほ君
行田 邦子君	輿石 東君	築瀬 進君	柳澤 光美君	長谷川大紋君	橋本 聖子君	淵上 貞雄君	又市 征治君
今野 東君	佐藤 公治君	柳田 稔君	山下八洲夫君	林 芳正君	藤井 孝男君	山内 徳信君	糸数 慶子君
佐藤 泰介君	自見庄三郎君	山根 隆治君	横峯 良郎君	古川 俊治君	松田 孝男君	川田 龍平君	
芝 博一君	島田智哉子君	吉川 沙織君	米長 晴信君	舛添 要一君	松田 岩夫君		
主演 了君	榎葉賀津也君	蓮 舫君	渡辺 秀央君	松村 祥史君	松村 龍二君		
鈴木 陽悦君	高嶋 良充君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	松山 政司君	丸川 珠代君		
高橋 千秋君	武内 則男君	秋元 司君	浅野 勝人君	丸山 和也君	水落 敏栄君		
谷 博之君	谷岡 郁子君	荒井 広幸君	有村 治子君	溝手 顕正君	森 まさこ君		
千葉 景子君	ツルネ マルティ君	石井 準一君	石井みどり君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君		
津田弥太郎君	辻 泰弘君	磯崎 陽輔君	市川 一朗君	山崎 正昭君	山田 俊男君		
外山 斎君	徳永 久志君	岩城 光英君	岩永 浩美君	山谷えり子君	山本 一太君		
轟木 利治君	富岡由紀夫君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	山本 順三君	吉田 博美君		
友近 聡朗君	那谷屋正義君	岡田 直樹君	岡田 広君	吉村剛太郎君	義家 弘介君		
内藤 正光君	直嶋 正行君	荻原 健司君	加治屋義人君	若林 正俊君	脇 雅史君		
中谷 智司君	中村 哲治君	加納 時男君	神取 忍君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
長浜 博行君	西岡 武夫君	川口 順子君	河合 常則君	浮島とも子君	加藤 修一君		
羽田雄一郎君	長谷川憲正君	木村 仁君	岸 宏一君	風間 昶君	木庭健太郎君		
白 眞勲君	林 久美子君	岸 信夫君	北川イツセイ君	澤 雄二君	白浜 一良君		
姫井由美子君	平田 健二君	小池 正勝君	小泉 昭男君	谷合 正明君	遠山 清彦君		
平野 達男君	平山 幸司君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	西田 実仁君	浜田 昌良君		
広田 一君	広中和歌子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	弘友 和夫君	山口那津男君		
福山 哲郎君	藤末 健三君	坂本由紀子君	椎名 一保君	山下 栄一君	山本 香苗君		
藤田 幸久君	藤谷 光信君	島尻安伊子君	末松 信介君	山本 博司君	渡辺 孝男君		
藤本 祐司君	藤原 正司君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	鰐淵 洋子君	山東 昭子君		
藤原 良信君	舟山 康江君	関口 昌一君	田中 直紀君	松浦 大悟君	松下 新平君		
前川 清成君	前田 武志君	田村耕太郎君	伊達 忠一君				
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	谷川 秀善君	塚田 一郎君				

日程第二 政治資金規正法の一部を改正する法律
案(衆議院提出)

賛成者氏名

足立 信也君
青木 愛君
家西 悟君
石井 一君
犬塚 直史君
植松恵美子君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大江 康弘君
大久保 勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤 敏幸君
金子 恵美君
亀井亜紀子君
川上 義博君
木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君

二三三名

相原久美子君
浅尾慶一郎君
池口 修次君
一川 保夫君
岩本 司君
梅村 聡君
小川 敏夫君
大石 正光君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚 耕平君
加賀谷 健君
風間 直樹君
神本美恵子君
川合 孝典君
川崎 稔君
喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君

行田 邦子君	興石 東君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君	二之湯 智君	西島 英利君	反対者氏名
今野 東君	佐藤 公治君	森 ゆうこ君	森田 高君	西田 昌司君	野村 哲郎君	井上 哲士君
佐藤 泰介君	自見庄三郎君	築瀬 進君	柳澤 光美君	南野知恵子君	長谷川大紋君	小池 晃君
芝 博一君	島田智哉子君	柳田 稔君	山下八洲夫君	橋本 聖子君	林 芳正君	仁比 聡平君
下田 敦子君	主濱 了君	山根 隆治君	横峯 良郎君	藤井 孝男君	古川 俊治君	川田 龍平君
榛葉賀津也君	鈴木 陽悦君	吉川 沙織君	米長 晴信君	牧野たかお君	舩添 要一君	
田中 康夫君	高嶋 良充君	蓮 舫君	渡辺 秀央君	松田 岩夫君	松村 祥史君	
高橋 千秋君	武内 則男君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	松村 龍二君	松山 政司君	
谷 博之君	谷岡 郁子君	秋元 司君	浅野 勝人君	丸川 珠代君	丸山 和也君	
千葉 景子君	シムン マルテ君	荒井 広幸君	有村 治子君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	
津田弥太郎君	辻 泰弘君	石井 準一君	石井みどり君	森 まさこ君	矢野 哲朗君	
外山 斎君	徳永 久志君	磯崎 陽輔君	市川 一朗君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	
轟木 利治君	富岡由紀夫君	岩城 光英君	岩永 浩美君	山田 俊男君	山谷えり子君	
友近 聡朗君	那谷屋正義君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	山本 一太君	山本 順三君	
内藤 正光君	直嶋 正行君	岡田 直樹君	岡田 広君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	
中谷 智司君	中村 哲治君	荻原 健司君	加治屋義人君	脇 雅史君	若林 正俊君	
長浜 博行君	西岡 武夫君	加納 時男君	神取 忍君	脇 雅史君	荒木 清寛君	
羽田雄一郎君	長谷川憲正君	川口 順子君	河合 常則君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	
白 眞勲君	林 久美子君	木村 仁君	岸 宏一君	加藤 修一君	風間 昶君	
姫井由美子君	平田 健二君	岸 信夫君	北川イツセイ君	木庭健太郎君	澤 雄二君	
平野 達男君	平山 幸司君	小池 正勝君	小泉 昭男君	白浜 一良君	谷合 正明君	
広田 一君	広中和歌子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	遠山 清彦君	西田 実仁君	
福山 哲郎君	藤末 健三君	佐藤 信秋君	坂本由紀子君	浜田 昌良君	弘友 和夫君	
藤田 幸久君	藤谷 光信君	椎名 一保君	島尻安伊子君	山口那津男君	山下 栄一君	
藤本 祐司君	藤原 正司君	末松 信介君	鈴木 政二君	山本 香苗君	山本 博司君	
藤原 良信君	舟山 康江君	世耕 弘成君	関口 昌一君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	
前川 清成君	前田 武志君	田中 直紀君	田村耕太郎君	近藤 正道君	福島みずほ君	
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	伊達 忠一君	谷川 秀善君	山内 徳信君	又市 征治君	
松井 孝治君	松岡 徹君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	山東 昭子君	糸数 慶子君	
松野 信夫君	円 より子君	中川 雅治君	中川 義雄君	松下 新平君	松浦 大悟君	
水戸 将史君	水岡 俊一君	中曾根弘文君	中村 博彦君			

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十九年十二月五日
参議院議長 江田 五月殿
小池 晃
齒科の診療報酬に関する質問主意書
近年の診療報酬のマイナス改定は、患者窓口負担の相次ぐ引上げによる受診抑制とあいまって、医療機関の経営悪化をもたらし、医療従事者の労働強化や医療の質と安全性を低下させるとともに、地域における医療提供体制の崩壊に拍車をかけている。特に歯科診療については、長期間にわたつて診療報酬点数が引き上げられない項目が多く一層問題は深刻である。そもそも歯の健康状態を保持することは、全身の健康にも大きな寄与をもたらすし、結果的に医療費を低く抑える効果をもたらすことは東北大学の渡邊誠教授や兵庫県保険医協会や香川県などの研究でも明らかになっており、全身の健康保持のためにも、低く抑えられてきた歯科の診療報酬を適切に評価することが求められている。
よつて、以下質問する。
一 歯科の診療報酬のうち二十年前と比較して点

数が変わっていない項目について明らかにされたい。また、二十年間もの間にわたって引上げが行われていないことは、この間の物価・人件費の伸びなどと比べても、明らかに均衡を欠くのではないかと思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 長期にわたって改定が据え置かれた項目を始めとして、歯科の診療報酬について適切な診療を確保するための十分な評価が行われるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員小池晃君提出歯科の診療報酬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出歯科の診療報酬に関する質問に対する答弁書

一 及び二について
現在の歯科診療報酬点数表において、評価される診療行為及び点数の双方が、昭和六十一年四月時点の歯科診療報酬点数表と同じである項目は、検査の部に掲げられているスタディモデル、平行測定(支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が5歯以下の場合に限る。)、下顎運動描記法(MMG)、チェックバイト検査、ゴシックアーチ描記法及びパントグラフ描記法、画像診断の部に掲げられている写真診断(単純撮影における歯科エックス線撮影のうち、全顎

撮影以外の場合に限る。)、及び歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(単純撮影における歯科エックス線撮影のうち、全顎撮影以外の場合に限る。)、処置の部に掲げられている知覚過敏処置、乳幼児齲蝕(う蝕)塗布処置、歯髄切断、根管充填における加圧根管充填の加算、外科後処置、歯周疾患処置、暫間固定(著しく困難なものを除く。)、暫間固定装置修理(簡単なものを除く。)、口唇プロテクター、線副子、床副子(著しく困難なものに限る。)、歯周治療用装置、歯冠修復物又は補綴物の除去(根管内ボストを有する鑄造体の除去を除く。)、暫間固定装置の除去、根管内異物除去、有床義歯床下粘膜調整処置及びラバー加算、手術の部に掲げられている抜歯手術(乳歯及び難抜歯並びに上顎洞へ陥入した歯牙の除去術に限る。)、ヘミセクション(分割抜歯)、抜歯窩再搔爬(搔爬)手術、歯根嚢胞摘出手術、歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術、外歯瘻手術及び歯肉歯槽粘膜炎形成手術(歯肉弁側方移動術に限る。)、歯冠修復及び欠損補綴の部に掲げられている印象採得(欠損補綴の単純印象及び副子に限る。)、装着(歯冠修復におけるその他、欠損補綴における口蓋補綴、顎補綴及び副子の装着の場合に限る。)、咬合採得(歯冠修復及び欠損補綴におけるブリッジ(支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が6歯以上の場合を除く。))に限る。)、鑄造歯冠修復(4分の3冠及び5分の4冠に限る。)、ジャケツト冠、硬質レジンジャケツト冠、乳歯金属冠、白歯金属冠、補綴隙、充填物の研磨、有床義歯床裏装(局部義歯における9歯から11歯までに限る。)、帯冠金属冠修理、金合金鉤修理及び歯冠

継続歯修理並びに歯科矯正の部に掲げられている歯科矯正診断料、歯科矯正管理料、模型調製、動的処置、印象採得(マルチブラケット装置に限る。)、咬合採得、装着、撤去、セパレイティング、結紮、床装置、リトラクター、プロトラクター、拡大装置、アクチバートル(FKO)、リンガルアーチ、マルチブラケット装置、保定装置、鉤、帯環、ダイレクトボンドブラケット、フック、弾線、トルキングアーチ、附加装置、矯正用ろう着及び床装置修理である。

厚生労働省としては、歯科診療報酬については、物価、賃金等の動向、歯科医療機関の経営状況、医療保険財政の状況等を総合的に勘案し、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、必要な項目については重点的に評価するなど、適切に設定しているところであり、今後とも、適切な歯科診療の確保を図るため、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、適切に設定してまいりたい。

「道路の中期計画(素案)」とその積算根拠に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十二月五日

尾立 源幸

参議院議長 江田 五月殿

「道路の中期計画(素案)」とその積算根拠に関する質問主意書
国土交通省は十一月十三日、平成二十年度を初年度とする十年間の道路事業について定める「道路の中期計画(素案)」を発表した。その中で、

①国際競争力の確保、②地域の自立と活力の強化、③安心安全の確保、④環境の保全と豊かな生活環境の創造、の四つの政策課題の重点方針に基づき、目標を達成するために必要な事業量として六十五兆円を計上し、その他に道路関連施策として三兆円以上を想定している。

合計六十八兆円以上の道路事業費が必要と試算されているが、その根拠は必ずしも明らかではない。道路整備に関する政策議論を行うためには、試算の根拠を理解することが不可欠であるとの観点から、以下質問する。

一 「道路の中期計画(素案)」では中期計画の事業量六十五兆円の内訳として、国際競争力の確保に二十四兆円、地域の自立と活力の強化に三十三兆円、安全・安心の確保に十九兆円、環境の保全と豊かな生活環境の創造に三十一兆円を計上している(重複含む)。これらはどのような計算に基づいて積算されたのか明らかにされたい。

二 「道路の中期計画(素案)」の中で「六十五兆円」及び「三兆円以上」の積算根拠を明らかにしなかった理由を示されたい。

三 「道路の中期計画(素案)」には「国際競争力の確保」のために、重点方針として、高規格幹線道路(全体構想約一万四千キロメートル)を始めとした基幹ネットワークのうち、①県庁所在地

など主要都市間で、規格の高い道路で連絡されていない区間、②大都市の環状道路のうち、未だ整備されていない区間、③物流活動など中核となる拠点的な空港・港湾へのアクセスが不十分な区間、④既に供用している国際物流基幹ネットワークにおいて、国際標準コンテナ車の通行の障害となる区間、について重点的に整備を促進すると書かれている。

これら四種類の区間がそれぞれの程度の距離があるのか、また、整備にそれぞれの程度の費用がかかるかと想定しているのか、その積算根拠(一区間若しくは一キロメートル当たりの整備費用)とともに明らかにされたい。

四 「道路の中期計画(素案)」には「地域の自立と活力の強化」のために、重点方針として、①生活幹線道路の移動支障区間(約五千区間、約一万三千キロメートル)、②日常的に混雑が発生している箇所(約九千箇所)のうち特に事業効果が高い三分の一程度の箇所(約三千箇所)、③開かずの踏切(約六百箇所)と交通が集中する踏切(約八百箇所)の約千四百箇所、について重点的に整備を促進すると書かれている。

これら三種類の区間等の整備にそれぞれの程度の費用がかかるかと想定しているのか、その積算根拠(一区間若しくは一キロメートル、一箇所当たりの整備費用)とともに明らかにされたい。

五 「道路の中期計画(素案)」には「安全・安心の確保」のために、重点方針として①落橋・倒壊のおそれのある橋梁(約二千橋)に加え、特に広域応援部隊等の移動のための県庁所在地間を結ぶ道路に存在する橋梁(約八千橋)、②落石や土

砂崩れ、地すべり、雪崩等のおそれのある区間(約一万七千区間、約五万キロメートル)のうち公共施設や病院などを相互に結ぶ生活幹線道路で通行止めにより生活に大きな影響を与える区間(約六千区間、約一万八千キロメートル)、③防災上の懸念がある市街地(約千五百平方キロメートル)のうち大規模な延焼の可能性があり、特に防災上危険な地域(約百五十平方キロメートル)、④事故の発生割合の高い区間(約十五万区間)のうち特に効果の高い四分の一程度の区間(約四万区間)、⑤全国の通学路(約十九万キロメートル)のうち多くの児童が利用するなど、事故の危険性が高い通学路(約十一万キロメートル)、⑥安全上課題のある踏切(約千九百箇所)、⑦全国の道路橋(約十五万橋)に対する定期的な点検、について重点的に整備を促進すると書かれている。

これら七種類の橋、区間等の整備にそれぞれの程度の費用がかかるかと想定しているのか、その積算根拠(一区間若しくは一キロメートル、一箇所、一橋等当たりの整備費用)とともに明らかにされたい。

六 「道路の中期計画(素案)」には「環境の保全と豊かな生活環境の創造」のために、重点方針として①地球温暖化を防ぐため、自動車からの二酸化炭素の排出量を減らすことや、排出された二酸化炭素を吸収する樹木を増やすための対策等を実施、②全国の自動車排出ガス測定局(約四百四十箇所)のうち環境基準非達成の箇所(約三十箇所)に対して、大気質対策を実施、③夜間の騒音要請限度を達成していない地域(約二

千七百キロメートル)に対して集中的に騒音対策を実施、④全国の市街地等の道路(約三十万キロメートル)及び駅前広場(約二千九百箇所)のうち駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路(約八千八百キロメートル)及び駅前広場(約千七百箇所)のバリアフリー化、⑤全国の市街地や日本風景街道等の道路(約三十三万キロメートル)のうち安全で快適な道路空間を形成する上で、電柱や電線類が特に支障となる道路(約七千六百キロメートル)の無電柱化、について重点的に整備を促進すると書かれている。

これら五種類の区間等の整備にそれぞれの程度の費用がかかるかと想定しているのか、その積算根拠(一区間若しくは一キロメートル、一箇所等当たりの整備費用)とともに明らかにされたい。

七 「道路の中期計画(素案)」には既存高速ネットワークの効率的な活用・機能強化を含め道路関連施策として三兆円以上を想定している。道路関連施策とは、どのような事業をどの程度行うのか、それぞれの事業にかかる費用とその積算根拠を明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員尾立源幸君提出「道路の中期計画(素案)」とその積算根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員尾立源幸君提出「道路の中期計画(素案)」とその積算根拠に関する質問に対する答弁書

一について

平成十九年十一月十三日に国土交通省が発表した「道路の中期計画(素案)」(以下「素案」という)で示した事業量のうち、「国際競争力の確保」として計上した二十四兆円については、「基幹ネットワークの整備」として二十四兆円を計上したものである。「地域の自立と活力の強化」として計上した三十三兆円については、「生活幹線道路ネットワークの形成」として七兆円を、「慢性的な渋滞への対策」として二十六兆円をそれぞれ計上し、これらを合算したものである。「安全・安心の確保」として計上した十九兆円については、「防災・減災対策」として五兆円を、「交通安全の向上」として七兆円を、「安全・安心で計画的な道路管理」として七兆円をそれぞれ計上し、これらを合算したものである。「環境の保全と豊かな生活環境の創造」として計上した三十一兆円については、「地球温暖化対策」として二十六兆円を、「道路環境対策」として二兆円を、「生活環境の向上」として三兆円をそれぞれ計上し、これらを合算したものである。

二について

素案は、「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成十八年十二月八日閣議決定)に基づき、真に必要な道路整備を計画的に進めるため、今後の具体的な道路整備の姿を示すものとして必要な事業量を明示したものであり、素案

の中で事業量の積算根拠を示す必要はないものと考えている。なお、事業量の積算根拠については、一般の方への説明の際や一般の方から問い合わせを受けた際には示している。

長をお答えすることはできない。また、「既に供用している国際物流基幹ネットワークにおいて、国際標準コンテナ車の通行の支障となる区間の延長は約四百五十キロメートルである。

五について
素案に示した事業量を算出するに当たって、「落橋・倒壊のおそれのある橋梁(約二千橋)に加え、特に広域応援部隊等の移動のための県庁所在地間を結ぶ道路に存在する橋梁(約八千橋)」の耐震対策に係る事業量については、これらを合計した約一万橋について、一橋当たりの対策に要すると見込まれる費用を一億五千万円と想定し、合計で一兆五千億円を計上している。

間」のうち「事故の発生割合の高い区間(約十五万区間)」の中で「特に効果の高い四分の一程度の区間(約四万区間)」の交通事故対策に係る事業量については、これら約四万区間について、一区間当たりの対策に要すると見込まれる費用を一億四千万円と想定し、合計で五兆六千億円を計上している。

素案に示した事業量を算出するに当たって、「県庁所在地など主要都市間で、規格の高い道路で連絡されていない区間」及び「大都市の環状道路のうち、未だ整備がなされていない区間」等の基幹ネットワークの整備に係る事業量については、「道路の中期計画」が始まる直前の平成十九年度におけるこれらの区間等の整備についての予算である二兆三千三百億円を計画期間である十年間における毎年の事業量と想定し、十年間で合計二十三兆三千億円を計上している。

「物流活動などの中核となる拠点的な空港・港湾へのアクセスが不十分な区間」及び「既に供用している国際物流基幹ネットワークにおいて、国際標準コンテナ車の通行の支障となる区間」の基幹ネットワークの整備に係る事業量については、これらの区間における対策を講じる箇所ごとの十年間の事業量を勘案し、合計一兆三千億円を計上している。

「落石や土砂崩れ、地すべり、雪崩等のおそれのある区間(約一万七千区間、約五万キロメートル)」のうち「公共施設や病院などを相互に結ぶ生活幹線道路で通行止めにより生活に大きな影響を与える区間(約六千区間、約一万八千キロメートル)」の防災・防雪対策に係る事業量については、これら約六千区間について、一区間当たりの対策に要すると見込まれる費用を二億七千万円と想定し、合計で一兆六千億円を計上している。

「全国の通学路(約十九万キロメートル)」のうち「多くの児童が利用するなど、事故の危険性が高い通学路(約十一万キロメートル)」の中で「歩道等のない箇所(約四万四千キロメートル)」の交通安全対策に係る事業量については、これら約四万四千キロメートルのうち、地方自治体が地方単独事業として対策を講じる箇所を除いた約二万五千キロメートルについて、一キロメートル当たりの対策に要すると見込まれる費用を一億三千万円と想定し、これらの積である約三兆三千億円から、平成十九年度末までに整備される予定の事業量を除いた額である二兆八千億円を計上している。

「県庁所在地など主要都市間で、規格の高い道路で連絡されていない区間」、「大都市の環状道路のうち、未だ整備がなされていない区間」及び「物流活動などの中核となる拠点的な空港・港湾へのアクセスが不十分な区間」等の基幹ネットワークについては、素案において計画期間である十年間で整備する個別具体の道路を位置付けていないことから、これらの区間の延長をお答えすることはできない。また、「既に供用している国際物流基幹ネットワークにおいて、国際標準コンテナ車の通行の支障となる区間の延長は約四百五十キロメートルである。

「開かずの踏切(約六百箇所)と交通が集中する踏切(約八百箇所)の約千四百箇所」の渋滞対策に係る事業量については、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、合計で五兆六千億円を計上している。

「防災上の懸念がある市街地(約千五百平方キロメートル)」のうち「大規模な延焼の可能性があり、特に防災上危険な地区(約百五十平方キロメートル)」の防災対策に係る事業量については、これら約百五十平方キロメートルについて、一平方キロメートル当たりの対策に要すると見込まれる費用を五百五十億円と想定し、これらの積である約二兆三千億円から、平成十九年度末までに整備される予定の事業量を除いた額である一兆九千億円を計上している。

「安全上課題のある踏切(約千九百箇所)」の安全対策に係る事業量については、これら約千九百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二億八千万円と想定し、合計で五兆六千億円を計上している。

「開かずの踏切(約六百箇所)と交通が集中する踏切(約八百箇所)の約千四百箇所」の渋滞対策に係る事業量については、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、合計で五兆六千億円を計上している。

「開かずの踏切(約六百箇所)と交通が集中する踏切(約八百箇所)の約千四百箇所」の渋滞対策に係る事業量については、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、合計で五兆六千億円を計上している。

「開かずの踏切(約六百箇所)と交通が集中する踏切(約八百箇所)の約千四百箇所」の渋滞対策に係る事業量については、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、合計で五兆六千億円を計上している。

「開かずの踏切(約六百箇所)と交通が集中する踏切(約八百箇所)の約千四百箇所」の渋滞対策に係る事業量については、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、これら約千四百箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を二百五十億円と想定し、合計で五兆六千億円を計上している。

六について

素案に示した事業量を算出するに当たって、「地球温暖化を防ぐため、自動車からの二酸化炭素の排出量を減らすことや、排出された二酸化炭素を吸収する樹木を増やすための対策等」の地球温暖化対策に係る事業量については、四について述べた信号交差点等の渋滞対策として計上した二十一兆六千億円と開かずの踏切等の渋滞対策として計上した四兆千億円の合計である二十五兆七千億円を再計上している。

「全国の自動車排出ガス測定局(約四百四十箇所)のうち「環境基準非達成の箇所(約三十箇所)」の大気質対策に係る事業量については、これら約三十箇所について、一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を八十九億円と想定し、これらの積である約三千億円から、平成十九年度末までに整備される予定の事業量を除いた額である二千億円を計上している。

「騒音の状況を把握している国道、都道府県道のうち、夜間の環境基準を達成していない地域(約七千キロメートル)」のうち「夜間の騒音要請限度を達成していない地域(約二千七百キロメートル)」の騒音対策に係る事業量については、これら約二千七百キロメートルについて、一キロメートル当たりの対策に要すると見込まれる費用を六億九千万円と想定し、これらの積である約一兆九千億円から、平成十九年度末までに整備される予定の事業量を除いた額である一兆七千億円を計上している。

「全国の市街地等の道路(約三十万キロメートル)及び駅前広場(約二千九百箇所)」のうち

「駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路(約八千八百キロメートル)及び駅前広場(約千七百箇所)」の中で「バリアフリー化されていない道路(約六千四百キロメートル)及び駅前広場(約九百箇所)」のバリアフリー対策に係る事業量については、これら約六千四百キロメートル及び約九百箇所について、バリアフリー化されていない道路については一キロメートル当たりの対策に要すると見込まれる費用を一億二千万円と想定し、またバリアフリー化されていない駅前広場については一箇所当たりの対策に要すると見込まれる費用を十億円と想定し、それぞれの積である約八千億円と約九千億円を合算した約一兆七千億円から、平成十九年度末までに整備される予定の事業量を除いた額である一兆五千億円を計上している。

「全国の市街地や日本風景街道等の道路(約十三万キロメートル)」のうち「安全で快適な道路空間を形成する上で、電柱や電線類が特に支障となる道路(約七千六百キロメートル)」の中で「無電柱化されていない道路(約三千七百キロメートル)」の無電柱化対策に係る事業量については、これら約三千七百キロメートルについて、一キロメートル当たりの対策に要すると見込まれる費用を四億四千万円と想定し、これらの積である約一兆六千億円から、平成十九年度末までに整備される予定の事業量を除いた額である一兆五千億円を計上している。

素案における道路関連施策については、「道路の中期計画」が始まる直前の平成十九年度予

算において道路特定財源を活用した関連施策に係る経費として二千八百七十八億円を計上していることを踏まえ、また、既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずることとしていることから、計画期間である十年間において毎年、少なくとも平成十九年度と同程度の予算の額を確保して施策を講じることと想定し、十年間の経費を合計すると二兆八千七百八十億円以上となると見込まれ、これを四捨五入して、三兆円以上を計上している。既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化を含め、道路関連施策の具体的な内容については、今後整理を行うこととしている。

検察官の行う「証人テスト」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十二月六日

参議院議長 江田 五月殿

峰崎 直樹

検察官の行う「証人テスト」に関する質問主意書

公判における証言は、検察官あるいは弁護人からの証人申請を裁判所が許可して行われ、その際には、証人の記憶の喚起あるいは公判の進行促進の観点から、証言の前に検察官あるいは弁護人との間で、一般に、証言の打合わせ(証言の打合わせのうち検察官によるものを一般に証人テストと呼んでいることになり、以下「証人テスト」という。)が行われていると承知している。

そこで、昨今の取調べの可視化に関する国民世論の高まりを受けて、自白調書の強要と同様の弊害があると考えられる証人テストに関して、以下質問する。なお、答弁に当たっては、質問番号を束ねて粗く答弁するのではなく、質問番号ごとに答弁されたい。また、答弁できない項目がある場合は、質問項目ごとに、その詳細な理由を明らかにされたい。

一 証人テストについて、法的根拠、関係する通達・指示書、政府の見解を明らかにする必要がある。

1 検察官の行う証人テストは、どのような法的根拠により行われているのか。現行の刑事訴訟法及び刑事訴訟法規則における該当条文をそれぞれ示されたい。

2 国家権力を背景とした強圧的な証人テストの危険性は、行政府として当然に十分認識しているはずであるから、検察官の行う証人テストについては、その実施要領並びに注意事項について通達等の指示が出ているものと思慮するが、証人テストについて法務省あるいは検察庁から出された検察官あて通達・指示書をそれぞれ示されたい。

3 証人テストについての法務省、検察庁から過去に出された見解があれば、出典とともに、それぞれ示されたい。また、最高裁判所からのものについても、政府として承知しているところを同様に示されたい。

二 検察官の持つ国家権力を背景に、証人テスト

を無制限に行うとすれば、記憶のない証人に対してあたかも記憶があるかのごとき虚偽の証言を行わせ、あるいは、検察官の立証趣旨に沿った証言を証人の記憶に反して行わせ、さらには証人の記憶そのものを洗脳することさえ可能であると思慮する。証人テストに関しては、司法研修所編による「共犯者の供述の信用性」(法曹会)百七十八ページから百七十九ページにおいて、「なお、特異な例であるが、検察官による共犯者の事情聴取ないし取調が被告人の公判審理中も継続して行なわれ、そのことが当該共犯者の公判廷での証言内容に影響している疑いがあると指摘された事件もある。」という記載がある。この事件とは、担保提供名下詐欺事件(昭和五十六年仙台高裁一審有罪破棄無罪判決(以下「本事件」という。)であり、この事件で行われた証人テストの回数は二十七回である。

1 このようなおびただしい回数の証人テストは、公判での真実の証言に影響する疑いがあり、したがって、おびただしい回数の証人テストの結果なされた証言は、その証拠能力がないと考えるが、政府の認識を示されたい。

2 本事件においてなされた証人テストについて、「なお、特異な例であるが、検察官による共犯者の事情聴取ないし取調が被告人の公判審理中も継続して行なわれ、そのことが当該共犯者の公判廷での証言内容に影響している疑いがある」と指摘されたことについて、政府の見解を示されたい。

3 現行の公判実務において検察官は、どの程度

度の回数又は所要時間の証人テストを行っているのか。当然に法務省あるいは検察庁はその実態調査を行っているであろうと推定されることから、その調査結果を示されたい。また、調査結果がない場合には、実態を踏まえた何らかの答弁をされたい。

三 本年の富山強姦服役冤罪事件、鹿児島志布志選挙違反全員無罪事件を見るまでもなく、現在の日本の捜査当局の客観証拠を軽視した自白強要の実態は愕然とするばかりであり、裁判員制度の導入を一年余り後に控えた現在において、取調べの全面可視化の世論は非常に盛り上がっている。しかし、証人テストは本来取調べではないのであるから、仮に、取調べの全面可視化が達成されたとしても、密室における自白の強要と同様のことが証人テストの形で行われる可能性はある。すなわち、証人テストは取調べの可視化の潜脱行為として行われる可能性があると思慮する。また、裁判員制度の下では、職業裁判官による供述調書重視の裁判から、一般裁判員による公開の法廷における証言重視の裁判へ変質していくものと考えられ、その場合一般裁判員の聞く証言が、検察官によるおびただしい回数の証人テストの結果なされたものであるとすれば、その事実を知らない一般裁判員は当該証言を無条件に真実と受け入れ、誤った判断をしてしまう可能性がある。

1 取調べの可視化と同様に証人テストについても何らかの透明性を図る手段を講じるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

2 裁判員制度の導入後において、現在行われている証人テストの在り方は見直すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員峰崎直樹君提出検察官の行う「証人テスト」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員峰崎直樹君提出検察官の行う「証人テスト」に関する質問に対する答弁書

一の1について

いわゆる証人テストは、刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第百九十一条の三の規定に基づいて実施しているものである。

一の2について

お尋ねのような通達又は指示書は存在しない。

一の3について

最高検察庁は、平成十八年三月、「裁判員裁判の下における捜査・公判遂行の在り方に関する試案」を取りまとめたところであり、同試案において、いわゆる証人テストについて、「証人テストでは、証人が体験した事実、記憶状況、表現能力等について十分確認を行い、記憶を整理させておく必要がある。」としているほか、

か、「証人テストでは、証人の心構え(例えば、体験した事実を記憶に従って正確に答えることなど)や裁判員裁判の概要や主尋問、反対尋問等の訴訟手続等について分かりやすく説明するなど、証人が安心して証言に臨むことができる環境を整えておく必要がある。」などとされている。

最高裁判所による見解については、承知していない。

二の1について

一般に、多数回にわたるいわゆる証人テストが行われたことのみをもって、その後になされた証言の証拠能力が否定されるわけではないと思われる。

二の2について

お尋ねは、裁判所の判決内容に関するものであり、答弁を差し控えたい。

二の3について

お尋ねのような調査結果は存在しない。また、いわゆる証人テストの回数や所要時間については、事案によって異なり、一概に答弁することは困難である。

三の1について

検察当局においては、証人が体験した事実、記憶状況、表現能力等について十分確認するなどして、いわゆる証人テストを適切に実施しているものと承知しているが、一般論としては、仮に不当な証人テストが実施されることにより証言の信用性に問題があると疑われる場合には、証人尋問において、その経緯等が吟味されるものと承知している。

三の2について

裁判員の参加する裁判においては、一般国民にとつても分かりやすく、かつ、迅速な公判審理を実現することが肝要であり、そのためには、証人尋問に際しても、いわゆる証人テストを含め、事前に十分な準備をする必要があると考えている。

駐留軍等労働者の勤務条件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十二月六日

犬塚 直史

参議院議長 江田 五月殿

駐留軍等労働者の勤務条件に関する質問主意書

今般行われようとしている駐留軍等労働者の勤務条件の変更について、駐留軍等労働者の給与水準と国家公務員の給与水準を比較してその内容を決めようとしているが、そもそもこの両者は給与制度、勤務体系が大きく異なっており、比較検討の参考とすることは良いがその他にも多くの要素を勘案せねばならない。しかしながら、現在行われている検討作業においては、どのように公正性・正確性を期しているか不明瞭な点が多い。

そこで、以下質問する。

一 駐留軍等労働者の給与水準比較について、国家公務員全体ではなく、防衛省事務官と比較したことは不適当ではないかと考えるが、政府の

見解を示されたい。

二 防衛省では、離職前職業訓練などを駐留軍等労働者と国家公務員の勤務条件の比較資料に明示しているが、これらの手当は人員整理や特例解雇が基本的にはない国家公務員には必要ないものであつて比較対象をすることは不適当ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 駐留軍等労働者について、人事院が毎年行う官民給与比較方法に準じて給与水準比較を行わない理由を明確に示されたい。

四 全駐留軍労働組合が、本年十一月二十一日に四時間ストライキ、十月三十日には二十四時間統一ストライキを行い、なお解決しない場合は、十二月十二日から十四日までの三日間にわたつて四時間のリレーストライキを予定していると聞いている。米軍基地機能の維持と円滑な運営に支障が出ないよう駐留軍等労働者の雇用主としての防衛大臣が果たすべき責任は重大であり、大臣が直接政府内の調整に乗り出すなどして事態の打開に全力を挙げてストライキを回避すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員犬塚直史君提出駐留軍等労働者の勤務条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員犬塚直史君提出駐留軍等労働者の勤務条件に関する質問に対する答弁書
一及び三について
防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四条第二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(以下「駐留軍等労働者」という。)の給与その他の勤務条件は、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第七十四号。以下「法」という。)第九条第二項の規定により、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他の勤務条件を考慮して、防衛大臣が定めることとされている。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛省においては、駐留軍等労働者の給与について、法第九条第二項の規定を踏まえ、従来から、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させるといふ民間準拠の考え方に基づいて定められている一般職の国家公務員の給与体系を基礎として定めているところである。

御指摘の「これらの手当」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、防衛省が平成十九年十月五日に全駐留軍労働組合に対して駐留軍等労働者の給与条件の変更に当たつて提示した資料における「離職前職業訓練に係る記述」は、駐留軍等労働者については、離職を余儀なくされることがあり得ることにかんがみ、駐留

軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第十条第三項の規定に基づく特別の措置として「離職前職業訓練」を受けることができる一方、一般職の国家公務員については、その意に反し免職とされた場合であつても、そのような特別の措置を受ける法律上の定めがないとの趣旨を説明したものであり、御指摘のように「不適当なものとは考えていない。四について

防衛省としては、これまでも駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件について、全駐留軍労働組合と真摯に交渉を行つてきたところであり、引き続き同組合の理解を得るべく努力していく考えである。

地球温暖化対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十二月十日

松野 信夫

参議院議長 江田 五月殿

地球温暖化対策に関する質問主意書

政府は、京都議定書第一約束期間を目前に控えて、地球温暖化対策の推進に関する法律において確実に目標を達成することができるとする計画を策定しなければならぬ。福田康夫内閣総理大臣は本年十月十六日の参議院予算委員会で温室効果ガスについて長期の総量削減目標を設定することを明言し、鴨下一郎環境大臣も、年内にも高めの目標を

打ち出したいとの意欲を示すとともに、「キヤップ・アンド・トレード(C&T)型国内排出量取引」や炭素税、環境税などの経済的手法を排出削減に効果的な政策であると繰り返し述べている。

しかし福田内閣のこのような姿勢とは裏腹に、本年九月に環境省の中央環境審議会地球環境部会と経済産業省の産業構造審議会環境部会地球環境小委員会の合同会合で取りまとめられた「京都議定書目標達成計画」の評価・見直しに関する中間報告」では積極的な国内対策の進展が見られないまま、安倍晋三前内閣総理大臣の「美しい星へのいざない」提案における家庭部門対策として掲げられた「一人一日一キログラム温室効果ガスの削減」をモットーとする国民運動が盛り込まれている。

さらに、環境省の平成二十年度予算概算要求にも新規事業として、「一人一日一キログラムのCO₂削減国民運動推進事業」が掲げられており、今後も「一人一日一キログラム運動」を継続していく考えがうかがわれる。このままでは単なる精神論や国民運動を強調するにとどまり、政府としての現実的かつ具体的な排出削減のための取組がなされないまま漫然と経過するおそれがある。

そこで、以下のとおり質問する。

一 日本経団連「環境自主行動計画」における電気事業連合会の目標は、電力排出原単位を二〇〇八年から二〇一二年までに〇・三四kg-CO₂/kWh程度まで低減させるというものであるが、現状では電力会社の相次ぐ原子力発電所の不祥事や事故による稼働停止、石炭火力発電所の新設、高稼働による排出増加のために改善がみられておらず、「原子力設備利用率の

向上(八十七パーセントから八十八パーセントへの引き上げ)」と「火力発電所の熱効率の更なる向上」という条件の達成にかかる二〇〇八年から二〇一二年までの目標達成は事実上、不可能ではないかと思われる。政府は前記二条件の達成は可能であると考えているか、可能と考えられているのであればその根拠は何か、それぞれ明らかにされたい。

二 家庭部門は二〇〇五年度においては一九九〇年比三十六・七パーセントの増加となっているが、そもそも日本で家庭部門に割り振りされている発電に伴って発生するCO₂は、欧米では電力事業者の責任として対策が講じられている。

1 我が国では電力事業者の責任分担とせず、家庭部門の分担として家庭の責任を強調しているのか、政府の見解を示されたい。

2 家庭部門の前記排出増加量のうち、電力排出原単位の改善がなされていないことによる影響は、家庭部門では対策のとりようもないのではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、電力排出係数の改善がなされていないことの影響は何パーセントと考えているか、政府の見解を明らかにされたい。

三 家庭部門での排出は前記のように増加しているが、これは家庭では対応しきれない電力排出係数が改善していないことによる部分が相当にある上、二〇〇五年度においては一九九〇年比で人口が三・四パーセント、世帯数では二二・四パーセント、住宅床面積では十八・九

パーセント増加しており、住宅の床面積の改善は国民生活の向上のために一定程度必要であるなど、これらの変化は温暖化対策の前提となる社会構造上の変化に負う部分が大きいのではないか。それでも、現状では、欧米先進国よりも日本の家庭からの排出は少なく、日本全体のエネルギー効率が欧米諸国に比べてよいとされるのも、家庭での排出が少ないことによること大きいと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 安倍内閣のもとで、一億二千万人の国民について、「一人一日一キログラム温室効果ガス削減(年間四千七百万トンCO₂)」をモットーとする国民運動を展開することで、家庭部門の削減目標三千八百万トンを超える削減を達成するとして、今年の参議院選挙でもこのキャンペーンが行われ、環境省の平成二十年度予算概算要求にも盛り込まれている。

しかしながら、同キャンペーンによる「一人一日一キログラム温室効果ガス削減」は具体的根拠を欠く過大見積りであるだけでなく、国民には乳幼児から高齢者まで、また一人暮らしから三世帯同居家庭までと多様であり、加えて、南北に長い日本は地域によって気候が大きく異なること、製品の買換え時の省エネ機器の選択によって飛躍的に削減ができることや国民の最大の買い物である住居の断熱性能を高めるための投資の重要性などを盛り込んでいない机上の計算であると言わざるを得ない。このような「一人一日一キログラム温室効果ガス削減運動」は、実際の個々人や家庭の具体的な行動目標と

ならないだけでなく、これによって国民の意識啓発が促進されたり、温暖化防止行動をとるにはおよそ考えにくい上、真に必要な対策をあいまいにすることになりかねない。

1 「美しい星五十」を発表した安倍内閣では、「一人一日一キログラム温室効果ガス削減」について、だれが発案・決定し、だれが削減を実行することとなっていたのか、明らかにされたい。

2 福田内閣において、「一人一日一キログラム温室効果ガス削減」を継続することとした経緯と理由を示されたい。

3 「一人一日一キログラム温室効果ガス削減」の政府担当部局はどこか、明らかにされたい。

4 政府において既に実行した「一人一日一キログラム温室効果ガス削減」の事業名、事業内容、事業実施企業と選定手続及びその予算額はどうか、明らかにされたい。

また、今後、年度内に実行する予定の事業名、事業内容、事業実施企業と選定手続及びその予算額はどうか、それぞれ明らかにされたい。

5 福田内閣は、「一人一日一キログラム温室効果ガス削減」にかかる費用を平成二十年度予算案に盛り込んで国会に提出する予定であるか、政府の見解を示されたい。

6 「一人一日一キログラム温室効果ガス削減」運動の成果は、だれが、どのように検証するのか、明らかにされたい。

7 前記運動には多くの問題があるにもかかわらず、今後も継続する予定であるのか、政府の見解を示されたい。

五 前記の国民運動で多額の予算を使ったとしても、結局、イベント企業や広告企業などが利益を得るだけで、ほとんど地球温暖化防止にはつながらない。それよりも本当に家庭部門で削減を図るのであれば、前記電力排出係数の確実な改善に加えて、住宅・建築物の断熱性能を確実に改善するための省エネ基準の強化や、高効率機器の買換え促進のための助成等の措置、NGOなどと連携して個々の家庭の省エネ診断・助言を広く行うなど、経済的措置等の制度改革こそ、今回の目標達成計画に盛り込むべきである。要するに問題の所在をあいまいにするような国民運動ではなく、より効果的な具体的政策を推進すべきと思うが、政府の見解を示されたい。

六 温室効果ガス削減目標達成のためには、数量的には家庭部門よりも産業部門の影響がはるかに大きい。前記中間報告では、産業界の部分は日本経団連等の環境自主行動計画に任されている。大規模排出事業所に対しては、自主的取組にゆだねるのではなく、国内排出量取引を導入するなど具体的政策が必須であることは、国際社会のすう勢であると言える。政府は具体的な政策としてはどのように対処する予定であるか、明らかにされたい。また、長期的な低炭素社会の礎となり、削減努力が不十分な企業・個人も含め、もれなく排出削減を促進するため、環境大臣も言及している炭素税、環境税の導入

が考えられるが、政府はどのように対処する予定であるか、明らかにされたい。
右質問する。

平成十九年十二月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出地球温暖化対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出地球温暖化対策に関する質問に対する答弁書
一について

「原子力設備利用率の向上」のための取組としては、既に多くの原子炉で導入が進んでいる定格熱出力一定運転に加えて、安全の確保を大前提として、原子炉の運転中に待機状態で停止しているポンプ等の予備機等の点検・補修を行うこと等の電気事業者による様々な取組が想定されており、また、「火力発電所の熱効率の更なる向上」のための取組としては、LNGコンバインドサイクル発電等高効率設備の導入拡大等の電気事業者による取組が想定されており、電気事業連合会の環境自主行動計画においては、電気事業者の二酸化炭素排出原単位を「原子力設備利用率の向上」により千九百九十年度における実績から二パーセントから三パーセント程度、「火力発電所の熱効率の更なる向上」により千九百九十年度における実績から一パーセント程度それぞれ改善するとされていると承知している。

電気事業連合会の環境自主行動計画については、本年十一月に行われた産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会と中央環境審議会の合同会合におけるフォローアップにおいて、現状のままでは目標達成は容易ではないが、原子力発電の推進や火力発電熱効率の向上に加えて京都メカニズムの活用等の対策を十分に実施することにより、目標達成が可能な範囲にあると判断している。

二の1について

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第八条に基づく京都議定書目標達成計画（平成十七年四月二十八日閣議決定。以下「目標達成計画」という。）においては、電力事業者による原子力設備利用率の向上、火力発電の熱効率の更なる向上等の取組を通じた電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減を、重要な対策として位置付けている。

産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門及びエネルギー転換部門の各部門別の二酸化炭素排出量を算定する際、各主体の活動状況等を考慮し、部門別に進捗状況の評価と対策・施策の見直しを着実に遂行するため、電気事業者の発電に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出量を、電力使用量に応じて各部門に配分することとしている。

二の2について

家庭部門の二酸化炭素排出量の削減のためには、電力の需要側である家庭における省エネルギー対策と、電力の供給側である電気事業者における二酸化炭素排出原単位の改善の双方が必

要であると考えており、目標達成計画に基づき、双方の対策を進めているところである。

仮に二千二年度に計画された設備利用率で原子力発電所が運転していた場合については、電気事業連合会において、二千五年度の二酸化炭素排出量は実績と比べて約二千九百万トン削減されていたと試算をしているものと承知している。この場合、家庭部門では実績と比べて八百五十万トン削減されていたことになり、この量は基準年である千九百九十年度からの二千五年度における家庭部門の排出増加量の十八パーセントに相当する。

三について

家庭部門の二酸化炭素排出量の増加は、暖房、冷房、給湯及び厨房の各用途については世帯数増加の影響が大きく、照明及び家電の各用途については、世帯数増加の影響のみならず世帯当たりのエネルギー消費の増加の影響も大きい。

我が国全体の国内総生産当たりのエネルギー消費量が欧米諸国に比べて低いのは、我が国の家庭における国内総生産当たりのエネルギー消費量が欧米諸国と比較して少ないことに加えて、我が国の鉄鋼業やセメント業等におけるエネルギー効率の改善に向けた取組が進んでいること等の様々な要因が考えられる。

四の1について

「一人一日一キログラム二酸化炭素削減」は、平成十九年五月二十四日に当時の安倍内閣総理大臣の演説で提案された「美しい星五十」の中で、京都議定書の目標達成に向けたオフィスや

家庭で取り組む国民運動の一つとして盛り込まれたものである。

四の2及び7について

平成十九年十月一日の福田内閣総理大臣の所信表明演説において、政府として、京都議定書の目標を確実に達成するために全力を尽くすこととしており、そのための取組の一つとして、「二人一日一キログラム二酸化炭素削減」等の国民運動についても引き続き実施していくべきものと考えている。

四の3について

「二人一日一キログラム二酸化炭素削減」の担当部局は、環境省地球環境局地球温暖化対策課である。

四の4について

「二人一日一キログラム二酸化炭素削減」に係る事業としては、環境省において、「平成十九年度北海道洞爺湖サミット」へ向けた地球温暖化防止キャンペーン委託業務を平成十九年度予算により実施しているところである。その事業内容は、ホームページの運営等により「一人一日一キログラム二酸化炭素削減」の国民運動を推進するとともに、平成二十年の北海道洞爺湖サミットの大きなテーマの一つである地球温暖化防止に関する世論喚起や普及啓発を図るための地球温暖化防止キャンペーンを実施することであり、その事業の実施に当たっては、株式会社電通へ業務を委託している。委託先企業の選定に当たっては企画競争を実施し、その結果、同社が選定されたものである。委託に係る契約

金額は一億円となっているが、実際に同社に対して支払われる額は、年度末の精算により確定する。

四の5について

環境省においては、平成二十年年度概算要求で、「二人一日一キログラム二酸化炭素削減」国民運動推進事業に係る予算を計上しており、現在、政府内で検討しているところである。

四の6について

「二人一日一キログラム二酸化炭素削減」等の国民運動の成果については、環境省において、地球温暖化防止に対する国民の意識に関する調査等により、できる限り把握に努めることとしている。

五について

現行の目標達成計画においては、家庭部門の対策として、国民運動の展開を図ることのみならず、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、トップランナー基準に基づく機器の効率向上、高効率給湯器等省エネルギー機器の普及支援等の取組を推進している。

また、現在行っている目標達成計画の見直しの中で、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、トップランナー制度の対象となる機器の拡充、地球温暖化防止活動推進員の更なる活用等の対策について検討を進めていくこととしている。

六について
事業者による地球温暖化対策のための自主行動計画（以下「自主行動計画」という。）について

は、産業界自らが自主的な目標の確実な達成に向けて取り組むとともに、政府は、目標達成計画に基づき、その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、関係審議会等において定期的にフォローアップを行っているところである。このように、政府及び産業界の関係者がそれぞれの役割において自主行動計画の目標が確実に達成されるよう努めている。さらに、産業部門の対策として、温室効果ガス排出量の算定、報告及び公表の制度の導入とその着実な運用、省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入促進等も進めている。

環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状等を踏まえて、国民、事業者等の理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題であると認識している。

ビルマへのODAと民主化の促進に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十二月十日

福島みずほ

参議院議長 江田 五月殿

ビルマへのODAと民主化の促進に関する再質問主意書
本年十一月七日に私が提出した「ビルマへのODAと民主化の促進に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質一六八第四七号）（以下「前回答弁書」という。）を踏まえ、以下のとおり再質問並びに追加質問する。

一 前回答弁書では、日本政府が、軍政に近く、民主化運動家の弾圧を積極的に行うような団体に援助をすることが軍政や国際社会に伝えるメッセージについてどのような検討があったのかという質問についての回答がない。米国は国務省が出版する人権報告書で連邦連帯開発協会がビルマ軍事政権の大衆動員組織であること、を明記しているほか、欧州連合と共に連邦連帯開発協会の幹部に対してビザ発給や資産凍結などの制裁措置をとっている。以上を踏まえて、日本政府が連邦連帯開発協会のような軍政に近く近い団体に援助をすることが軍政や国際社会に伝えるメッセージについてどのような検討があったのか、明らかにされたい。

二 ビルマに対する無償資金協力「人材育成奨学計画」の下で日本に留学する奨学生の選考について、前回答弁書は書類選考や語学試験等を経て、調整委員会が、当人の希望する研究テーマを踏まえた上で、最終的に決定しているとのことであり、奨学生の帰国後に国際協力機構（JICA）が追跡調査を行っているとのことであった。

一 「書類選考や語学試験等」とあるが、奨学生の募集や選考がどのような手続をもって行わ

れるのか、正確かつ詳細に示されたい。

2 JICAによるアンケート調査とモニタリング調査はすべての奨学生を対象に行っているのか。また、調査は奨学生の帰国後どのくらいの時間が経ってから行っているのか。調査方法としてはJICAが直接対象者と面談して調査しているのか、またはビルマ軍政を通して行っているのか。調査の結果はビルマ軍政とも共有しているのか。以上を、アンケート調査及びモニタリング調査それぞれについて明らかにされたい。

3 前記アンケート調査及びモニタリング調査に含まれる質問・調査項目を示されたい。

4 前記アンケート調査及びモニタリング調査の結果を示されたい。

三 ビルマでの天然ガス開発への日本政府の関与について、前回答弁書は当面、国際協力銀行又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による新規の支援の求めがあったとしても、現下の情勢にかんがみ、これに同意しない方針であるとした。

1 「現下の情勢」とは日本の情勢のことなのか、ビルマの情勢のことなのか、そして具体的にどのような情勢のことを指しているのか。また、「当面」とはどのような条件が整うまでのことなのか。それぞれ具体的に示されたい。

2 国際協力銀行のウェブサイトには「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」というページに、ビルマでのガス田権益取得の案件が今も掲載されている

(本年十一月二十七日現在)。前回答弁書や、本年十月五日の参議院本会議における福田内閣総理大臣の答弁を踏まえ、ビルマでのガス田権益取得案件を融資検討中案件から外さないのはなぜか、その理由を明らかにされたい。
右質問する。

平成十九年十二月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福島みずほ君提出ビルマへのODAと民主化の促進に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出ビルマへのODAと民主化の促進に関する再質問に対する答弁書

一について

政府としては、連邦連帯開発協会が、先の答弁書(平成十九年十一月十六日内閣参質第四七号)一の1及び2について述べた基準に該当し、同協会から申請のあった案件がミャンマー国民に直接裨益することを特に勘案して、草の根・人間の安全保障無償資金協力の対象として実施を決定したものである。また、同協会については民主化運動家の弾圧を積極的に行う団体であるとは承知していない。したがって、御指摘のような検討は行っていない。

二の1について
「人材育成奨学計画」により我が国に留学する

者(以下「対象者」という。)は、ミャンマー政府の各省庁が応募者を募集した上で、当該応募者の中から、本邦受入大学による書類選考、語学試験、受入大学関係者による面接試験及び調整委員会による面接試験を経て、最終的な対象者が決定される。

二の2について

アンケート調査については、ミャンマーに帰国した対象者(以下「帰国生」という。)すべてに対し、おおむね帰国後一年から二年の間に、独立行政法人国際協力機構の現地事務所が当該帰国生にアンケート用紙を送付する形で実施している。その結果についてはミャンマー政府に報告しているものもある。

今年度のモニタリング調査については、アンケート調査に加え、ミャンマー政府の実施機関である教育省に質問状の送付を行うこと等により実施している。その結果については、報告書が取りまとめられ次第、ミャンマー政府へ報告されることとなる。

二の3について

アンケート調査では、帰国生の所属先、本邦での研究が所属先での活動に及ぼす影響、帰国後の対日観等を質問項目としている。

モニタリング調査では、今後対象者に学位を取得させる分野等を調査項目としている。

二の4について

アンケート調査においては、本邦での研究が所属先での活動において役立っていること、日本に対して良い印象を持つようになったこと等の結果が得られている。

今年度のモニタリング調査の結果は現在取りまとめ中であるが、平成十六年度に実施した前回のモニタリング調査では、これまで人材育成奨学計画で受入れを行った分野がミャンマーの開発課題に合致していること、帰国生が本邦への留学を通じて学んだ技術や知識がミャンマーの発展のために活用されていること等の結果が得られている。

三の1について

お尋ねについては、ミャンマーの民主化の推進や人権状況の改善に向けた我が国の働きかけに対するミャンマー政府の対応、ミャンマーの現状に対する他国の動向を注視しながら、日石ミャンマー石油開発株式会社から国際協力銀行又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による新規の支援の求めがあったときには、差し当たり、同意しない旨を述べたものである。

三の2について

国際協力銀行によると、同行は、融資候補案件について、当該案件の実施が環境や地域社会に与える影響を確認するための指針として定めている「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に従って、早期の段階で、当該案件の特性等に応じてカテゴリ分類を行い、その結果等を速やかにウェブサイト公開することとしており、公開後、融資要請の取下げがあった場合を除き、ウェブサイトの掲載は削除しないとのことである。国際協力銀行によると、ウェブサイトに掲載されているミャンマーにおけるガス田の権益取得案件についても、平成十

七年四月十四日、カテゴリ分類の結果等を国際協力銀行のウェブサイトに公開し、その後融資要請の取下げがないため、引き続き掲載されているものであるが、当該案件について、現在、融資について具体的に検討している事実はない。

いずれにせよ、国際協力銀行は、ミャンマーにおける案件について、政府の方針に従い適切に対応するものと承知している。

国連の拷問禁止委員会の勧告に対する政府の対応及び入国管理局での収容実態等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十二月十日

福島みずほ

参議院議長 江田 五月殿

国連の拷問禁止委員会の勧告に対する政府の対応及び入国管理局での収容実態等に関する質問主意書

国際化の進展とともに、海外からの移住者は色々な形で増加しており、入国管理行政の人権に配慮した適正な対応が求められてきている。また、一九九八年十一月の国連の規約人権委員会の総括所見や、本年五月の国連の拷問禁止委員会（以下「拷問禁止委員会」という。）の総括所見でも日本の入国管理手続や入国管理局の収容施設以下「入管施設」という。）の処遇について懸念や勧告

が出されるなど、国際人権機関から注目を集めている。

一方、ここ数年、法務省入国管理局もこうした懸念や勧告を受けて、人権に配慮したいいくつかの改善を試みるなど、人権に配慮した運用を模索してきているとも見受けられる。そこで、国際的にも更に信頼ある日本の入国管理行政を構築するために、以下の点につき質問する。

一 拷問禁止委員会の勧告について

日本も加入している拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約に基づき、本年五月九日と十日にジュネーブで、拷問禁止委員会が同条約の実施状況に関する第一回日本政府報告書の審査を行った。本年五月二十一日に同委員会は総括所見を公表し、日本の入国管理行政について懸念を表明し、勧告を行った。

1 拷問禁止委員会は、総括所見第十四項で、

入管施設内における「多数の暴行の疑い、送還時の拘束具の違法使用、虐待、性的いやがらせ、適切な医療へのアクセス欠如といった上陸防止施設及び入国管理局の収容センターでの処遇」について懸念を表明している。さらに、同項で「入国管理収容センター及び上陸防止施設を独立して監視するメカニズムの欠如、特に被収容者が入国管理局職員による暴行容疑について申立てできる独立した機関の欠如」への懸念を表明し、「処遇に関する不服申立てを審査する独立した機関の設置」を勧告している。こうした機関の設置については、一九九八年十一月の国連の自由権規約委

員会の日本政府に対する勧告でも指摘されてきた事柄である。現在法務省内部で、この「独立した第三者機関」の設置について、「刑事拘禁施設」とともに、設置の方向で検討を行っている」と聞いている。

(一) 「独立した第三者機関」の設置について、弁護士会やNGOといった国民の意見を聞く場を設ける予定はあるか明らかにされたか。

(二) 「独立した第三者機関」の監視対象に、上陸防止施設も入っているか明らかにされたか。また、入っていない場合は、その理由を示されたい。

2 日本の入管施設の無期限・長期にわたる強制収容に関して、拷問禁止委員会は「特に弱い立場にある人々が送還を待つ間の収容期間に上限を設置すべき」との勧告をしているように、入管施設での無期限・長期収容が課題となっている。

(一) 本年十月一日時点において、入管施設に収容されている外国人の人数を示されたい。また、このうち収容期間が、半年未満、半年以上一年未満、一年以上一年半未満、一年以上別の内訳を明らかにするとともに、一年以上収容されている場合は、その具体的な期間、国籍別の人数、施設名をそれぞれ示されたい。なお施設を移された場合は、収容期間を合算して示されたい。

(二) 無期限・長期収容による心身の健康被害を避けるために、現状では仮放免制度の弾力的な運用を行っているかと察するが、より

根本的には、退去強制命令発布後の収容期間の上限を制度的に設ける必要があると考えるが、この点につき、現在の検討状況を明らかにされたい。

二 未成年者の収容と退去強制について

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）第三条（子どもの最善の利益を考慮し、保護者が出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反に問われた場合、日本の学校に就学中の未成年者については、本人及びその養育親の退去強制を見合わせ、在留特別許可を与えるなどの方策を、法務省はケースによっては、とっている」と認識している。しかし、小学校に在籍をしている者及びその養育親に「在留特別許可」が認められることはまれであり、二〇〇一年以降では、入管法違反者の摘発が強化されている。

そこで、未成年者のいる家族の収容と退去強制について、以下の点を明らかにする必要がある。

1 日本には、未成年者を入管施設へ収容することを制限する法律はない。また、学齢期の子どもを収容を避ける取扱いを明記した法律もない。日本の入国管理行政は「全件収容主義」をとっており、入管法上の違法状態にある場合、収容されることが、法律上の建前であると、政府は主張している。これは、子どもの権利条約第三条（子どもの最善の利益）、第二十二條（難民の子どもの保護・援助）、第二十八條（教育への権利）、第三十七條（死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの

官 報 (号 外)

適正な取り扱い(イ)及び(ロ)の各号の違反になると考えるが、政府の見解を示された。

2 子どもの言語習得、特に学習言語の習得には小学校時代が最も重要な時期であり、この時期に退去強制を執行することは、差し控えるべきとの言語教育の専門家の指摘もあるが、この点について政府の見解を示された。

3 親の入管施設への収容に伴い、未成年者が親から分離され、児童相談所へ保護されることや親戚などへ預けられる場合があるほか、父親のみを収容し、母親と子どもについては仮放免を認めている場合も少なくない。未成年者のいる家族を収容の対象とすること及び家族を分離して収容すること自体に人権上の問題があると考え、政府の認識を示された。また、これは、子どもの権利条約第九条親からの分離禁止と分離のための手続に抵触すると思われるが、政府の認識を示された。

4 未成年である被収容者に関して、収容された人数を年齢区分別(六歳未満、六歳から十二歳未満、十二歳から十五歳未満、十五歳から十八歳未満)、男女別、国籍別、収容期間別に、二〇〇五年と二〇〇六年の年別ごとに、それぞれ示されたい。また、施設を移された場合には、収容期間を合算して示されたい。

さらに、親の入管施設への収容に伴い、未成年者の児童相談所を始めとする児童保護施設

設への入所状況及び、保護期間を二〇〇五年と二〇〇六年につき年別、年齢区分別(六歳未満、六歳から十二歳未満、十二歳から十五歳未満、十五歳から十八歳未満)、男女別、国籍別に、それぞれ示されたい。

5 未成年者で退去強制令書執行後、退去強制手続をとった未成年者の状況について、年齢区分別(六歳未満、六歳から十二歳未満、十二歳から十五歳未満、十五歳から十八歳未満)、男女別、国籍別に、二〇〇五年と二〇〇六年の年別ごとに示されたい。また、そのうち、実際に退去強制を執行した人数をそれぞれ示されたい。

三 妊婦、高齢者等の収容について妊婦、高齢者等の収容実態について明らかにする必要がある。

1 入管法違反者で収容の対象になっている者のうち、妊娠中であること、高齢者であること、病気があること、心身に障害があることを理由にして仮放免の措置をとった者の件数を、二〇〇五年と二〇〇六年の年別ごとに、それぞれ示されたい。

2 妊婦である被収容者について妊娠期間別、収容中の流産、墮胎件数について、二〇〇五年と二〇〇六年の年別に、それぞれ明らかにされたい。また、収容中又は一時執行停止中に、出産した者の人数を二〇〇五年と二〇〇六年の年別ごとに、それぞれ明らかにされたい。

3 六十歳以上の高齢である被収容者について、収容施設別、年齢別(六十歳から六十五

歳未満、六十五歳から七十歳未満、七十歳から七十五歳未満、七十五歳から八十歳未満、八十歳以上)に、その人数を二〇〇五年と二〇〇六年の年別ごとに、それぞれ明らかにされたい。

4 乳幼児、妊婦、高齢者、心身に障害を持つ者、病者など、収容に適さない入管法違反者の収容を避けるためには、現行の仮放免制度だけではなく、第三者的な判断により収容の執行停止が可能なシステムを作る必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。

四 被収容者処遇規則について

二〇〇一年十一月に入管法に基づく被収容者処遇規則(以下「処遇規則」という。)の一部が手直しされ、被収容者の処遇に関していくつかの改善がなされ、第二条の二「意見の聴取」や、第四十一条「被収容者の申出」、第四十一条の二「不服の申出」、第四十一条の三「異議の申出」などの処遇改善にかかる制度が導入された。また、二〇〇三年には戒具についての変更がなされている。

1 二〇〇一年に導入された処遇改善にかかる制度に関して、収容施設の処遇の改善が行われた点を二〇〇一年以来、年別ごとにかつ収容施設別に示されたい。

2 被収容者からは、「処遇に関して意見を記入するポストが収容エリアにあり、そこに紙に書いて入れるシステムになっている」と聞いているが、このことについて、二〇〇六年に東京入国管理局に収容されていた被収容者は、「ポストは共有エリアに置いてあるが、

英語で案内が書かれていたので私には読めなかった」、「エリアに出られるのは、一日に二時間だけ。この間に電話をかけたたり洗濯したりシャワーを浴びたりせねばならず、不服を申し立てることはできなかった」、「不服の申出については、職員から何の説明もなかった。外から面会に来てくれた人に教わって、初めてそれが何のためにあるのか知ることができた」、と指摘している。かかる処遇改善にかかる制度の被収容者に対する周知徹底はどのようになされているか、収容施設ごとにそれぞれ示されたい。

3 処遇規則第八条(健康診断)に関し、二〇〇六年に東京入国管理局に収容された者へ入所時に健康状態についての質問はなされていないとも聞く。各収容施設ごとに、入所時の被収容者の健康状態の把握方法をそれぞれ明らかにされたい。

4 二〇〇六年に東京入国管理局に収容されたある女性被収容者によれば、「外部の病院に行くときは腰縄と手錠付きだった。どこにも逃げない、手錠を外してほしい、と頼んでも、外してくれなかった。診察中はおろか、病院でトイレに入っているときも手錠と腰縄が付いたままで、さらにはトイレの個室の中に警備官が一人付いて入ってきた。これでは用が足せないの、出て行ってほしいとお願ひしても、三十分かかってようやく用が足せるまで、そのままだった」という。このような戒具の使用は人道問題があると考え、政府の認識を示されたい。

5 二〇〇三年に入管施設で使用されていた皮手錠が廃止され、「第二種捕じょう」が導入されている。この形状等を写真や図画などで明らかにするとともに、使用目的、使用方法を示されたい。また、「第二種捕じょう」が刑務所や拘留所では使用されず、入国管理局だけで使われている理由を示されたい。

平成十九年十二月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福島みずほ君提出国連の拷問禁止委員会の勧告に対する政府の対応及び入国管理局での収容実態等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出国連の拷問禁止委員会の勧告に対する政府の対応及び入国管理局での収容実態等に関する質問に対する答弁書

一の1の(一)について

入国管理局の収容施設に収容されている被収容者は、被収容者処遇規則(昭和五十六年法務省令第五十九号)に基づき、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、所長等とその旨を申し出ることができ、また、不服の申出について所長等の判定に不服があるときは、法務大臣に対し異議を申し出ることができ、制度が整備されており、これにより処遇の適正を図ることが可能であるので、あえて不服の

申出に関して独立した審査機関を設ける必要はないと考えている。

また、入国管理局の収容施設は、退去強制事由に該当する者を退去させるという行政目的の実現のために外国人の身柄を一時拘束するための施設であり、刑事施設とは目的・性格が異なるものであるが、入国管理局の収容施設も身柄を拘束する施設であるという点では、刑事施設と共通していることから、法務省としては、刑事施設視察委員会の運用状況等をも参考にし、御指摘のような機関を設けることは是非を含め、検討してまいりたい。

一の1の(二)について

上陸防止施設は、上陸許可を受けることができなかった外国人が直ちに本邦から出国することができないと認められるときに、出国するまでの間、短期間とどまるための施設であり、入国管理局の収容施設とはその性格を異にしていることから、上陸防止施設を対象として御指摘のような機関を設けることは考えていない。

一の2の(一)について

平成十九年十月一日現在、入国管理局の収容施設に収容されている外国人は千六百五十三人である。これを収容期間別で見ると、半年未満が千五百三十五人、半年以上一年未満が九十一人、一年以上一年半未満が二十三人、一年半以上二年未満が四人であり、二年以上収容されている者はいない。

なお、右に述べた収容期間別の人数は、平成十九年十月一日現在で収容されている外国人の当該収容施設における収容期間別の人数であ

り、お尋ねのように「施設を移された場合は、収容期間を合算して」お示しすることは、その調査に膨大な作業を要することから、困難である。

一の2の(二)について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)において、退去強制令書が発付された者については、速やかに送還しなければならないが、直ちに送還することができないときは、送還可能のときまで収容所、収容場等に収容することができる旨が定められている。

また、長期間にわたって送還できない場合や、収容期間の長短を問わず、年齢、健康状態等にかんがみ人道的配慮を要する場合には、個々のケースに応じ、仮放免制度を弾力的に運用し、一時的に身柄の拘束を解くという措置をとっており、これにより、収容期間の長期化の防止を図ることができると考えているところ、

他方、仮に退去強制令書発付後の収容期間の上限を制度的に設けるとなると、逃亡のおそれ、違法な就労等の開始、送還時の身柄の確保の困難化等の種々の問題への対応が難しくなるものと考えている。

二の1について

退去強制手続における収容は、退去強制事由の有無の審査を円滑に行い、退去強制処分が確定したときには被退去強制者の送還を確実に実施するため、その身柄を確保するとともに、被退去強制者の本邦における在留活動を禁止する目的から行っているものである。

児童の権利に関する条約(平成六年条約第二号。以下「児童の権利条約」という。)第三条は、公共の利益等を考慮に入れた結果、児童の不利益になるような措置がとられることを必ずしも排除するものではないと解されるので、右のような目的から行う退去強制手続における収容は、同条に違反しないものと考えている。

一般に、入管法第六十一条の二に規定する「難民である旨の認定(以下「難民の認定」という。)を受けた児童については、退去強制手続により収容されることはない。児童の権利条約第二十二条は、「適当な保護」及び「適当な措置」ととる規定するにとどまるので、難民の認定を申請した児童について、右に述べた目的から行う収容がなされたとしても、同条に違反するものではないと考えている。

児童の権利条約第二十八条に規定する「教育についての児童の権利」は絶対的なものではなく、これに対する合理的な制限は許容されると解されており、退去強制手続における収容により、教育を利用する機会等が制限されたとしても、同条に違反するものではないと考えている。

児童の権利条約第三十七条(b)に規定する「逮捕、抑留又は拘禁」とは、刑罰法規に違反したことを理由として自由をはく奪することを、同条(c)に規定する「自由を奪われたすべての児童」とは、刑罰法規に違反したことを理由として自由をはく奪された児童をそれぞれ指しているとして解されており、入国管理局の収容施設に児童を収容することは、同条(b)又は(c)に違反するもの

ではないと考えている。

なお、収容令書又は退去強制令書の執行に際しては、年齢、健康状態等にかんがみ、人道的配慮を要する場合には、仮放免を許可するなど、児童の最善の利益にも十分配慮した運用を行っている。

二の2について

法務省としては、児童については、一般に可塑性に富むものであつて、本邦において日本語による生活環境の中で過した場合にあつても、本国において母国語を解する親の監護・養育を受けることを考慮すれば、時の経過とともに本国における生活環境に慣れることは十分に可能であると考えているところ、児童の年齢等によつては、それが難しい事実もあることもあり、在留特別許可の可否に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況等のほか、当該児童の言語習得状況も含めた諸般の事情を総合的に勘案して、判断することとしている。

二の3について

退去強制手続における収容の目的は二の1について述べたとおりであり、御指摘のような人権上の問題があるとは考えていない。

また、児童の権利条約第九条1について、我が国は、「出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないと解釈するものであることを宣言」していることから、同条に抵触するとの御指摘は当たらない。

二の4及び5並びに三の1から3までについて お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

三の4について

退去強制手続の目的は、被退去強制者を確実にかつ迅速に送還することであり、そのため被退去強制者を原則として収容した上で退去強制手続を進めることとしているが、被退去強制者の個々の事情を考慮し、年齢、健康状態その他の理由により人道上配慮を必要とする場合には、妊婦、子供等に限らず、仮放免制度を弾力的に運用し対応しており、御指摘のような「第三者的な判断により収容の執行停止が可能なシステム」を設ける必要はないものと考えている。

しかしながら、法務省としては、御指摘のような者に対する配慮が必要であることを踏まえて、仮放免の可否に当たっては、これまで以上に被退去強制者の個々の事情を考慮し今後とも適正に対処してまいりたい。

四の1について

平成十三年以降において講じた、年別及び収容施設別の被収容者に対する主な処遇の改善状況は、次のとおりである。

平成十三年には、東日本入国管理センター、西日本入国管理センター及び大村入国管理センターにおいて臨床心理士によるカウンセリングの導入、西日本入国管理センターにおいて居室扉を開放することにより多目的ホール等を利用して収容区画内を自由に行動することを認める開放処遇の時間の延長を行った。

平成十四年には、東日本入国管理センターにおいて開放処遇時の電話使用の自由化、西日本入国管理センターにおいて戸外運動時間の延長、開放処遇回数の増加及び時間の延長並びに入浴回数の増加、東京入国管理局において被収容者の居室単位による分煙収容、東京入国管理局横浜支局、名古屋入国管理局及び大阪入国管理局神戸支局においてテレビ視聴の自由化を行った。

平成十五年には、東日本入国管理センターにおいて入浴回数の増加、西日本入国管理センターにおいて開放処遇時間の延長並びに開放処遇時の電話使用、入浴及び洗濯の自由化、大村入国管理センターにおいて開放処遇時の電話使用の自由化、東京入国管理局においてテレビ視聴の自由化、開放処遇の実施、開放処遇時の電話使用、入浴、洗濯及び戸外運動の自由化、被収容者による貴重品保管のための貴重品ロッカーの提供開始並びにテレホンカード及び清涼飲料水の自動販売機の設置、東京入国管理局成田空港支局において被収容者による貴重品保管のための貴重品ロッカーの提供開始、大阪入国管理局関西空港支局及び広島入国管理局においてテレビ視聴の自由化を行った。

平成十六年には、東日本入国管理センターにおいて被収容者による貴重品保管のための貴重品ロッカーの提供開始、看護師等による被収容者健康相談の実施及びテレホンカードの自動販売機の設置、西日本入国管理センターにおいて被収容者による貴重品保管のための貴重品ロッカーの提供開始、大村入国管理センターにお

て被収容者による貴重品保管のための貴重品ロッカーの提供開始及び清涼飲料水の自動販売機の設置、大阪入国管理局、大阪入国管理局関西空港支局、大阪入国管理局神戸支局及び福岡入国管理局において被収容者による貴重品保管のための貴重品ロッカーの提供開始を行った。

平成十七年には、東日本入国管理センターにおいて一般面会室の増設、西日本入国管理センターにおいて清涼飲料水及びテレホンカードの自動販売機の設置、名古屋入国管理局において開放処遇の実施、開放処遇時の電話使用、入浴及び洗濯の自由化、テレホンカードの自動販売機の設置並びに被収容者による貴重品保管のための貴重品ロッカーの提供開始を行った。

平成十八年には、東京入国管理局成田空港支局において電話使用及びテレビ視聴の自由化並びに入浴回数の増加を行った。

平成十九年には、西日本入国管理センターにおいて常勤医師による定期健康診断の実施、東京入国管理局において看護師による健康カウンセリングの実施、大阪入国管理局において入浴回数の増加を行った。

四の2について

被収容者処遇規則第二条の二に規定する意見聴取制度については、被収容者から処遇に関する意見を聴取するためすべての収容施設内の適切な場所に施設可能な意見箱を設置するとともに、各収容施設の実情に応じて、英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ロシア語、フランス語、トルコ語、ペルシャ語又はミャンマー語で意見聴取

制度に関する必要な事項を記載した案内文を収容施設内の意見箱の設置場所付近等に掲示したり、居室内に冊子として備え置いたり、被收容者から問い合わせがあった場合に意見聴取制度に係る説明を行うなどして、被收容者に対する周知を図っている。

収容施設別に見ると、その実情に応じて、大村入国管理センター及び札幌入国管理局では二か国語、広島入国管理局、大阪入国管理局神戸支局、大阪入国管理局関西空港支局、広島入国管理局、高松入国管理局及び福岡入国管理局鹿児島出張所では三か国語、西日本入国管理センター、東京入国管理局横浜支局、福岡入国管理局及び福岡入国管理局那覇支局では四か国語、東日本入国管理センター、名古屋入国管理局及び名古屋入国管理局中部空港支局では六か国語、仙台入国管理局では八か国語の案内文によりそれぞれ被收容者に周知している。

なお、東京入国管理局においては、案内文を掲示したり冊子として備え置いたりせず、意見箱に英語で「オビニオン・ボックス」と記載し、被收容者から問い合わせがあった場合はその説明を行っており、東京入国管理局成田空港支局においては、日本語による案内文の掲示をしているところ、早急に外国語による案内文を掲示し又は冊子として備え置くこととしているところである。

被收容者処遇規則第四十一条の二に規定する不服申出制度については、各収容施設の実情に応じて、英語、中国語、韓国語、タイ語、スベ

イン語、ポルトガル語、ベトナム語、ロシア語、フランス語、トルコ語、ベルシャ語、ミャンマー語又はタガログ語で不服申出制度に関する必要な事項を記載した案内文を収容施設内に掲示したり、居室内に冊子として備え置いたり、被收容者から問い合わせがあった場合は不服申出制度に係る説明を行うなどして、被收容者に対する周知を図っている。

収容施設別に見ると、その実情に応じて、大村入国管理センターでは二か国語、広島入国管理局及び高松入国管理局では三か国語、仙台入国管理局では八か国語、東京入国管理局成田空港支局では十か国語、西日本入国管理センター、東京入国管理局、大阪入国管理局及び大阪入国管理局神戸支局では十一か国語、東日本入国管理センター、東京入国管理局横浜支局、名古屋入国管理局、福岡入国管理局、大阪入国管理局関西空港支局、名古屋入国管理局中部空港支局、福岡入国管理局那覇支局及び福岡入国管理局鹿児島出張所では十二か国語の案内文によりそれぞれ被收容者に周知している。

なお、広島入国管理局下関出張所においては、案内文を掲示したり冊子として備え置いたりせず、収容手続を行う際に当該被收容者が使用する言語に応じた案内文を記載した文書を配布しているところである。

四の3について
入国管理局の収容施設に新たに收容される者については、収容手続の際、その全員に対して健康状態に関する質問をしてその健康状態を把握しており、診療が必要と認められる者に対し

ては、収容施設又は外部の病院の医師による診療を実施することとしている。

また、東日本入国管理センターにおいては、被收容者について、身長、体重、体温、血圧及び脈拍測定を行うとともに、看護師等によるアレルギーの有無や既往症等を聴取する健康相談を実施し、その結果、医師が必要と認めた場合には診察を実施している。西日本入国管理センターにおいては、被收容者について、体重、体温並びに四十歳以上の者及び高血圧罹患者に対する血圧測定を行った上で、医師が必要と認めた場合には診察を実施している。大村入国管理センターにおいては、被收容者について、身長、体重、医師の問診並びに四十歳以上の者に対する血圧測定及び胸部レントゲン検査を行っている、その結果に応じて必要な診察を実施している。

四の4について
戒具は、被收容者が逃走するおそれ等があり、かつ、ほかにこれを防止する方法がないと認められる場合に必要最小限度の範囲で使用しており、一般的には、診察中や用便中等、戒具を使用する必要があると認めたときは、その使用を解除することとしており、そのほかにも、戒具が使用されている被收容者を公衆の目に触れさせないよう心掛けるとともに、手錠力バールを施すなど人権上の配慮に努めているところである。

また、護送中は、逃走等を未然に防止する観点から、被收容者の行動を監視する必要があるところ、その方法等についても、人権に配慮し

ているところである。

なお、東京入国管理局における御指摘のような事案については、現時点において、法務省として承知していない。

四の5について

入国管理局が使用している「第二種捕じょう」は、被收容者処遇規則第二十条及び別表に定められているとおり、その構造、材質及び形状は、おおむね直径三ミリメートル以上十五ミリメートル以下、長さ六メートル以下の麻又は化学繊維製の縄で、かつ、縄の中芯に金属製ワイヤーを通し、縄の一端に長さ十センチメートル以下の開閉式金具を設けたものであり、護送時に被退去強制者の逃走を防止するためのために用いられる。

なお、刑務所、拘留所等の刑事施設においては、刑事施設及び被收容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）第三十八条及び別表第一において、第一種及び第二種の捕縄の制式が定められ、使用されている。

政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問
主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十二月十日

参議院議長 江田 五月殿 藤末 健三

政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問主意書

社会保険庁の年金システムや電子パスポートシステムなど政府の情報システムが大きな問題を起こしてきていたが、政府の情報システムに関しては、地方政府も含めると年二兆円近くの予算が使われており、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の策定以来、様々な取組がなされている。

二〇〇六年三月には「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（以下「本ガイドライン」という。）が策定され、サービス供給者側である政府側の利便性のみ適した縦割り業務を廃し、国民、企業等の顧客の立場に立つた各種行政サービスの組替えと質の向上、若しくは、サービスに要する行政コスト自体の削減を進めることを目指すこととなった。また、本年七月には「情報システムに係る政府調達の基本指針」（以下「本基本指針」という。）の適用が開始され、情報システムの調達手続の大幅な改善が図られたところである。

そこで、以下質問する。

一 本ガイドラインに基づきいくつかの省庁で「業務・システム最適化計画」が策定されているものの、その計画の横断的な評価は行われていない。各省庁で既存の業務を単にＩＴ化した顧客無視の形だけの「電子政府」化が進行している可能性も高いと考えられる。府省全体にどのような機能の業務と情報があるのか、部局を超えた組織全体の姿はだれも明確につかんでいない。行政サービスの質の向上とより質の高い電子政府を目指して調達改革を進めていくた

めには、E A（エンタープライズ・アーキテクチャ、組織全体を通じた業務の最適化を図る設計手法）の策定・管理プロセスを導入することで、組織全体の業務とシステムを一体的に可視化し、設計・管理することが不可欠である。

1 本ガイドラインを策定した各府省情報化統括責任者連絡会議において、すべての業務・システム最適化計画の効果測定指標を策定し、計画を評価し、評価に基づく計画の修正を行うべきと考えるが、政府の認識を示されたい。また、特に人事共通システムは十分機能していないと聞くが、事実関係を明らかにされたい。

2 他国の最先端事例を参考にして、政府の業務の効率化の観点だけでなく予算の管理執行の最適化、国民のサービス向上といった観点から、本ガイドラインの見直しも行うべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

二 本基本指針に関して、何点か明らかにする必要がある。

1 既に本基本指針に基づきシステムの調達を行っている事例が生じているが、これらは評価を行っているのか。また、評価に基づき基本指針を見直すことは検討しているのか。それぞれ明らかにされたい。

2 本基本指針においては、システムのオープン仕様の採用についての要求要件が低いと考える。よりオープンな情報システムの構築を目指すべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

三 地方自治体のシステムの調達指針についても

現在作成中であると聞いている。

1 地方自治体の業務には共通性が高いため、コストの削減、業務の効率化の観点から共通システムを政府が構築し、地方自治体に低価格で普及することも検討すべきだと考えるが、政府の認識を示されたい。

2 海外においては、既に地方政府用の共通システムやSaaS（サーズ）、ASP（アプリケーション）サービスプロバイダといったインターネットを経由したサービスが普及しており、海外のシステムを活用することも検討する必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成十九年十二月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問に対する答弁書

一の1について

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成十八年三月三十一日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「本ガイドラ

イン」という。）に基づき、新たな情報システムを構築するに伴って策定する最適化計画（以下「計画」という。）において、経費の削減や業務処理時間の削減といった効果を把握する指標をすべての計画に設定することとしている。

各計画の実施状況の評価については、毎年度、各計画を策定し実施する担当課室の自己評価及び府省全体管理組織の評価を行い、総務省との調整を経て、外部専門家から構成される各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議へ報告している。当該評価結果に基づき、必要に応じて計画の改定を行うこととしている。

人事・給与等業務については、平成十八年度の計画の実施状況の評価結果を踏まえ、一層の効率化を図るため各府省でシステムを分散管理する方式から原則として集中管理する方式に改めるよう計画を改定し、平成二十一年度からのシステム運用開始に向けて、所要の準備を進めているところである。

一の2について

本ガイドラインの見直しについては、今後の業務・システムの最適化の状況、予算の適切な執行及び国民の利便性の向上の観点等を踏まえつつ、必要に応じて検討してまいりたい。

二の1について

各府省における情報システムの調達については、「情報システムに係る政府調達の基本指針」（平成十九年三月一日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「本基本指針」という。）の平成十九年七月一日の適用開始以降、同指針に沿って行っている。内閣官房は、総務省

の協力を得て、調達に当たって競争が促進され
たか等について毎年度フォローアップを行い、
当該フォローアップの結果等を踏まえ、必要に
応じて本基本指針の見直しを行うこととしてい
る。

二の2について

本基本指針では、調達仕様書作成に当たって
は、合理的な理由がある場合を除き、特定の具
体的な商標名等を用いた要求要件を定めないこ
と、また、国際規格、日本工業規格等のオーブ
ンな標準に基づく要求要件を優先して記載する
こととしており、政府として本基本指針に沿っ
た調達を進める所存である。

三の1について

各地方公共団体によって、団体の規模、情報
化の進展度等はまちまちであり、国が地方公共
団体の共通システムを一律に構築し、提供する
ことは必ずしも適当ではないと考えており、政
府としては、地方公共団体が、情報システムを
構築する際のシステムの互換性及び汎用性を高
めるための標準仕様を策定するとともに、複数
の地方公共団体がシステム運用の共同外部委託
を行うことを支援する等により、地方公共団体
がコスト節減等に取り組むための基盤づくりに
努めていく所存である。

三の2について

海外のシステムを活用するに当たっては、各
地方公共団体が情報セキュリティ確保の観点か
ら十分に検討する必要があると考えている。

ビール、発泡酒等の酒税に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。

平成十九年十二月十日

水戸 将史

参議院議長 江田 五月殿

ビール、発泡酒等の酒税に関する質問主意
書

ビール、発泡酒は庶民に愛飲されている低アル
コール飲料で全酒類消費量に占める割合も高い。
その一方でビール大瓶の四十六・二パーセント、
発泡酒一缶の三十五・五パーセントを酒税が占
め、他の酒類との比較や諸外国のビール酒税に比
べて突出して高いとの指摘も出されている。

こうした事実を踏まえ、以下質問する。
一 ビールは当初高級品であったため高い税率が
課せられていたが、政府は今でもビールは高級
品との認識を持っているのか明らかにされた
い。

二 ビール、発泡酒は国内の他の酒類に比べ突出
して税率が高いとの指摘があるが、この指摘を
政府はどう認識しているのか明らかにされた
い。

三 日本のビール酒税はドイツの十七倍、米国の
九倍と言われている。国際比較上、消費者に対
するこの格差は妥当と考えるのか。政府の認識
を明らかにされたい。

四 日本の酒税は従量税が基本となっているが、
諸外国に見られるようにアルコール度数に応じ
た税制にすべきとの指摘もある。アルコール度

数に応じた酒税にした場合、現行の各酒類の酒
税はどのようになるのか明らかにされたい。

また、アルコール度数に応じた酒税の是非に
ついて、第一六四回国会の衆議院財務金融委員
会(平成十八年二月二十七日)において、竹本財
務副大臣が「酒類の消費態様や生産、消費の動
向なんかも踏まえないといけない」と答弁して
いるが、アルコール度数に応じた酒税にするこ
どのような不都合が生じるのか明らかにされた
い。

右質問する。

平成十九年十二月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員水戸将史君提出ビール、発泡酒等の
酒税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

参議院議員水戸将史君提出ビール、発泡酒
等の酒税に関する質問に対する答弁書

一について

我が国においては、ビールを含めて様々なア
ルコール飲料が販売されてきており、その中で
一概にビールが高級品か否か判断することは困
難である。

二及び三について

酒税については、各酒類の生産・消費の状況
や財政事情等を踏まえ、それぞれの酒類に対し
て担税力に応じた負担を求めることを基本とし
ている。

ビール及び発泡酒(以下「ビール等」という。)
の税負担水準は、他の酒類に比べれば高いもの
となっているが、これは、我が国で消費されて
いる酒類の過半をビール等が占めているため相
応の担税力が認められることや、従来から酒税
収入においてビール等が重要な位置を占めてい
ること等によるものであり、ビール等に対して
特に過重な負担を求めているものではないと考
えている。

また、諸外国における酒類の生産・消費の状
況や財政事情等がそれぞれ異なることや、諸外
国の酒税には、それぞれに沿革があること等か
ら、個々の酒類に係る税負担水準については、
それぞれの国により様々であり、我が国と諸外
国との間で単純に比較することは適当ではない
と考えている。

四について

我が国の酒税については、それぞれの酒類に
対して酒類の数量を課税標準として税額を算出
する従量税制度を採用しているが、蒸留酒等
については、更にアルコール度数に応じた課税を
行っているところである。なお、イギリス、フ
ランス、ドイツ及びアメリカ合衆国の例を見て
も、蒸留酒については我が国と同様にアルコー
ル度数に応じた従量税制度が採用されている
が、ビールやワインなどの醸造酒については、
必ずしもアルコール度数に応じた課税が行われ
てはいないと承知している。

仮に、現行の税収規模を維持することを前提
として、すべての酒類に対して画一的にアル
コール度数に応じた課税を行う場合について一

定の仮定を置いて試算すると、ビールについては現行の四割程度の税負担となる一方で、清酒については現行の二倍程度の税負担となる等、酒類の税負担に激変をもたらす、酒類の生産・消費の状況に多大な影響を及ぼすと考えている。

介護職員の待遇に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十二月十日

参議院議長 江田 五月殿
水戸 将史

介護職員の待遇に関する質問主意書

今後、後期高齢者人口の伸びに比例して、介護サービスの需要が拡大することが予測されている。厚生労働省の定めた「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」では、今後十年間で約四十万人から六十万人の介護職員の確保が必要と指摘されている。その一方で高齢者の介護施設で職員の離職が増えているとの指摘も出ている。

こうした事実を踏まえ、以下質問する。

- 一 全国の介護施設における職員の離職について実態を把握しているのか明らかにされたい。
- 二 介護施設における職員の離職の理由をどのように分析しているのか明らかにされたい。
- 三 介護職員が離職する理由の一つに給与水準の

低さがあると言われている。現状の介護制度では地域ごとの物価水準や人件費は介護報酬の算定基準に反映されてない。今後、増大する介護需要に対応するための人材を確保するためにも介護報酬の中に地域の物価水準等を反映した「職員給与費」を明示すべきではないかと考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成十九年十二月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員水戸将史君提出介護職員の待遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水戸将史君提出介護職員の待遇に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、財団法人介護労働安定センターが実施した「平成十八年度事業所における介護労働実態調査」によると、介護施設（入所型）において介護業務に従事する者の離職率は二十二・二パーセントとなっている。

二について

お尋ねについては、財団法人介護労働安定センターが実施した「平成十八年度介護労働者の就業実態と就業意識調査」において、介護施設（入所型）において介護業務に従事する者のうち当該介護業務に従事する直前に介護サービスにかかわっていたものに対し、当該介護サービスに係る仕事を辞めた理由を聞いたところ、複数

回答によるものであるが、「賃金、労働時間の待遇に不満があったため」という回答が三十・二パーセント、「自己都合、家庭の事情により」という回答が二十六・二パーセント、「職場の人間関係に不満があったから」という回答が二十五・〇パーセント等となっている。

三について

厚生労働省としては、御指摘の「職員給与費」を介護報酬において一律に明示することについては、各事業所の収支状況、規模、人員配置等が異なるとともに、介護労働者の給与は最終的には事業者と労働者との間の個々の雇用契約で決められるべきものであることから、適当ではないと考えている。なお、現行の介護報酬においては、地域によらず一定のサービスの質を確保する観点から、介護サービスに要する全国の平均的な費用の額を勘案するとともに、人件費の地域差を反映した五つの地域区分ごとの単価を設定しているところである。

未確認飛行物体に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十二月十日

参議院議長 江田 五月殿
山根 隆治

未確認飛行物体に関する質問主意書

近年、我が国のみならず、各国において地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体（通

称UFO。以下「UFO」という。）を目撃したという情報が後を絶たないが、我が国の安全上の観点、国民的な不安と関心からもこれに対する情報収集と確認作業は喫緊の課題であると考えている。

そこで、以下質問する。

一 政府としてUFOについてどのような認識を持っているのか明らかにされたい。

二 政府及び関連機関等でこれまでUFOに対しどのような情報収集や研究、対応を行ってきたのか明らかにされたい。行っていないとした場合、それはどのような理由から明らかにされたい。

三 UFOが我が国に飛来した場合に想定される対応について、政府の見解を示されたい。

四 航空自衛隊がUFOを探知してスクランブル（緊急発進）をしたことがあるのか明らかにされたい。

五 アメリカを始めとする友好国等との間で、UFOについての情報の交換をこれまで行ってきたのか明らかにされたい。

六 国民や民間団体から寄せられた情報の整理、分析、確認作業は、国のどの機関で行うのか明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十二月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員山根隆治君提出未確認飛行物体に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山根隆治君提出未確認飛行物体
に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の「地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体」の存在を確認していない。

二、三及び五について

一について述べたとおり、政府としては、御指摘の「地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体」の存在を確認していないため、「地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体」に関して特段の情報収集、外国との情報交換、研究等を行っておらず、また、「地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体」が我が国に飛来した場合の対応についても特段の検討を行っていない。

四について

航空自衛隊では、我が国の領域の上空に侵入するおそれのある正体不明の航跡を探知した場合には、必要に応じて、戦闘機を緊急発進させ、目視による確認をすることとしており、鳥等の航空機以外の物体を発見することはあるものの、御指摘の「地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体」を発見した事例については承知していない。

六について

お尋ねについては、情報の内容に応じ、所掌事務に照らして適切と考えられる関係機関において、必要な情報の整理、分析、確認作業等を行うこととなる。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二三〇円